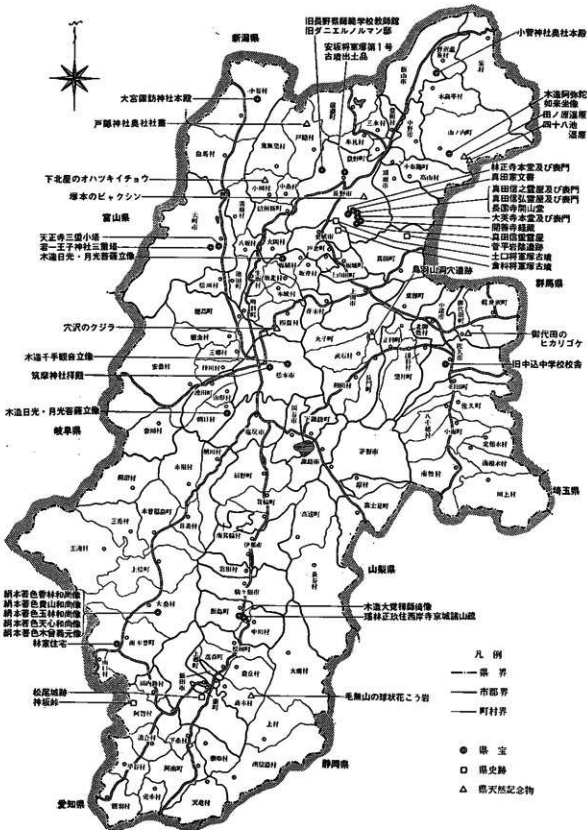


長野県指定文化財調査報告

第八集



長野県教育委員会



凡例

- 県界
- 市郡界
- 町村界

- 県宝
- 県史跡
- △ 県天然記念物

長野県指定文化財
調査報告 第八集

長野県教育委員会

目次

まえがき

長野県宝

| | |
|------------|----|
| 小宮神社奥社本殿 | 一 |
| 若一王子神社三重塔 | 三 |
| 天正寺三重小塔 | 七 |
| 筑摩神社拜殿 | 八 |
| 大宮諏訪神社本殿 | 一一 |
| 旧中込学校校舎 | 一五 |
| 大英寺本堂及び表門 | 一七 |
| 真田信重霊屋 | 二〇 |
| 林正寺本堂及び表門 | 二三 |
| 真田信之霊屋及び表門 | 二四 |
| 真田信弘霊屋及び表門 | 二六 |
| 長閑寺開山堂 | 二六 |
| 開善寺経藏 | 二八 |
| 木造阿弥陀如来坐像 | 三三 |
| 絹本着色香林和尚像 | 三三 |
| 絹本着色黄山和尚像 | 三五 |
| 絹本着色玉林和尚像 | 三五 |
| 絹本着色天心和尚像 | 三六 |

網本著色木曾義元像……………三

旧長野県師範学校教師館……………三

旧ダニエルノルマン邸……………三

木造千手観音立像……………三

瑤林正致住西岸寺京城諸山疏……………三

林家住宅……………三

真田家文書……………三

安板將軍塚第一号古墳出土品……………三

木造大覚禪師倚像(西岸寺所藏)……………三

木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像(福満寺所藏)……………三

木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像(光輪寺所藏)……………三

長野県史跡

鳥羽山洞穴遺跡……………三

神板峠……………三

松尾城跡……………三

菅平唐沢岩陰遺跡……………三

土口將軍塚古墳……………三

倉科將軍塚古墳……………三

長野県天然記念物

御代田のヒカリゴケ……………三

四十八池濕原……………三

田ノ原濕原……………三

| | |
|--------------|----|
| 穴沢のクジラ化石 | 一〇 |
| 戸隠神社奥社社叢 | 一一 |
| 下北尾のオハツキイチヨウ | 一二 |
| 塚本のビヤクシン | 一三 |
| 毛無山の球状花こう岩 | 一四 |

長野県指定文化財 長野県教育委員会告示

表紙写真 四十八池邊原

まえがき

本調査報告は昭和三十七年から同五十年までに指定した物件のうち、長野県宝二十九件、長野県史跡六件、長野県天然記念物八件、計四十三件を収録したものである。調査及び刊行にあたっては、多くの方々から御協力をいただいたが、特に地元各市町村教育委員会、所有者から多大な御配慮をいただき感謝申しあげる。

昭和五十一年三月

長野県教育委員会

長野県宝

小菅神社奥社本殿

所在地 飯山市大字瑞穂字内山七、一〇三
交通 飯山線信濃平駅

構造及び形式

桁行四間、梁行四間、入母屋造、妻入、後部洞窟内に入る。銅板葺

規模 桁行三一尺一寸二分 梁行三三尺二寸一分

建築の年代及び沿革

奥社本殿の創立は明らかではないが、組物、木鼻、垂木の様式からみれば、室町時代中期以前に属するものと思われる。本殿内に安置する宮殿二基（他の一基は新しい）は、室町時代の様式を示し、社蔵記録の「永正五年成就」に該当するものと考えられる。社殿は様式的には宮殿より古く、室町中期以前のもので、天正の墨書はその修造を示すものであらう。

この神社は、修験道に属するものであって、この種の社殿の古い遺構は他に例がなく、貴重な建物といふことができる。

発見墨書等

（内陣柱墨書）

宝徳之絵延（これより以下は削られる）

此宝徳之絵延宝六年マデ（右に同じ）

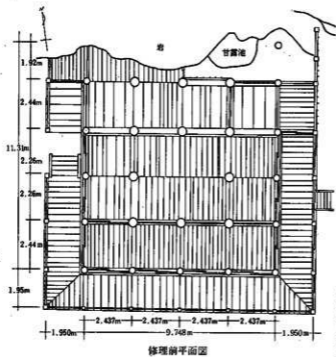
（小菅社記）

社頭内ニ記



奥院三社頭造立永正五年九月成就早

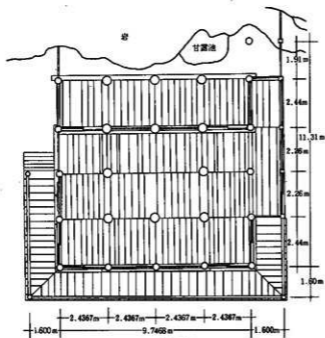
別当 大聖院澄叶



修理前平面図

世話方 井ノ坊住弘澄
奥院
天正十九年卯四月再興修覆成就早
別当并末十八坊
大工棟梁越中国新川郡
小野源之丞
右大工一首ノ歌写シアリ

・小宮神社奥社本殿及び宮殿二基は昭和三十七年七月十二日重要文化財に指定された。



復元修理後平面図

古歌
うくひすの声なかりせは
雪消ぬ山さといかて
春をしらまし
小野政高歌白

若一王子神社三重塔

所在地 大町市大字大町二、〇九七
交通 大糸線信濃大町駅

構造及び形式

三間三重塔、柿葺、礎石自然石、円柱（床下八角）、足圓貫、腰貫、内法貫、縁長押、腰長押、内法長押、台輪、和様三手先組、内備初重本囊股（彫刻入）、二、三重ぼち束、二軒繁垂木、風鐸付、四周木口縁、縁束角、水貫（隅枚首なし）、二、三重腰組三斗、はめ高欄、中央間初重棧唐戸、一、三重板扉、脇間板壁、西面のみ直連子、相輪をのす、葉木造、内部板敷、折上格天井、心柱は二重まで、四天柱内の仏壇上五智如来安置（東向）

規模

桁行 一丈三尺七寸六分 梁行 一丈三尺七寸六分

建築の年代及び沿革

棟札写
。宝暦五年のもの

(表) 寶暦五之歳

松本
葺大工

當世話人

同 曾根原三郎左衛門

組頭

西澤平治 曾根原庄太郎 平林左五門
同 伊藤十右衛門 同 七左エ門 浅野次郎右エ門

宝永の棟札（現在不明）及び金原文書により宝永六（八年）一、七〇九（一）金原又七、同作助徳矩の作で、木喰上人により建てられたことがわかる。数回の修理を経ているが、縁、建具以外は当初のままと見てよからう。
現在は東向きに五智如来を安置し、東に簡単な木階を付しているが、西面のみ脇間を盲連子としているから西正面であろうか。
江戸中期の塔としては形も整い落着きある姿で本殿が変わった手法をとっているのに反し、本格的な手法で終始している。金原一門の作として保存すべきものである。なお、金原文書の塔の図、木割書も有り貴重なものである。

幅 上部 二〇、〇センチメートル

下部 一八、五センチメートル

長さ 九三、〇センチメートル

町年番

同 同

二重目 中野善六 平林九左衛門 百瀬新右エ門 清左エ門 佐五右エ門代役
 奉塔葺替修復 矢澤市左衛門 同 伊藤安右エ門 善兵エ 平林九右エ門

三重目 大町村 百瀬新右エ門 平二代役 西澤伝治郎 栗林五郎右エ門 大庄屋 福島孫三郎 曾根原三郎左エ門
 十月十四日 安光五左衛門 浅野佐エ門 同 栗林七良兵エ 曾根原庄左エ門代役

（裏） 乙亥三月二十二日夕始 盛房書之花押 敷勇書 曾根原庄左エ門
 宝曆五年 十月十四日済み

・文化五年のもの

（表）

大庄屋 栗林弥右門 長百姓 栗林佐忠次 松本屋根師 幅 上部 一九、〇センチメートル
 同 横沢仁兵衛 同 平林佐五衛門 塔葺替 吉左衛門 下部 一八、五センチメートル
 庄屋 合木覺左衛門 同 曾根原庄右衛門 世話人 當村治郎兵衛 長さ 九二、〇センチメートル
 栗林和右衛門 榊殿島唐大工

塔葺替皇和文化五年巳丑五月并榊殿葺替島唐共ニ葺替 口打 茂右衛門
 組頭 横沢善助 同 浅野久右衛門

同 杓木忠之丞 同 曾根原六左衛門 文化卯年五月良辰
 同 伊藤久左衛門 同 福島孫三郎 常人足王子
 同 曾根原勘兵衛 兵藏
 社人 □□藏人代

（裏）

・文政十二年のもの

幅 一八、五センチメートル
長さ 九五、〇センチメートル

(表)

當社三重塔造営者實永年中燔命山中興木食故僧上人及當所惣氏子中發願之切成至於文政十二己丑年一百二十年連々而相續今奉葺替并修覆成就依之令入佛供養者也 社僧
神宮寺明盈于時文政十二己丑十一月十日彈誓寺瑞明

大庄屋

西沢九之丞

同

栗林七良右エ門

庄屋

浅野治良右エ門

同

曾根原勘兵衛

組頭

伊藤與兵衛

同

曾根原三右門

同

伊藤治良左エ門

同

福島庄助

年寄

栗林五良右エ門

同

曾根原伊右エ門

同

曾根原七左エ門

同

曾根原六左エ門

同

福島孫三郎

同

平林半兵衛

同

曾根原清左エ門

同

浅野大兵衛

造立棟梁

金原作助孫

金原永左エ門

曾根原甚五良

木司

早川仲五良

宮世話

西沢伊八

(裏)

聖徳太子

幅 一八、五センチメートル
長さ 九三、五センチメートル

・安政六年のもの

(表)

安政六乙丑星

六月摩何吉祥日

奉塔葺替 二重

三重

修葺

〔奉〕神宮寺住運慶

同寺々宣言

〔奉〕彈誓寺住隆明伝阿

庄屋 平林左五右エ門

同

福嶋政右エ門

年寄

浅野治郎右エ門

同

曾根原庄左エ門

同

栗林政左エ門

同

栗林弥治右衛門

組頭

西沢平治

大工當所

曾根原甚五郎



(裏)

□
□_(宇)
□_(宇)
□_(宇)
□_(宇)
□_(宇)
□_(宇)

同 同 同 同
 浅野太兵衛
 曾根原清左右門
 曾根原庄太郎
 曾根原七左衛門

△ 山岸羊五郎
 曾根原吉兵衛
 栗林和右衛門
 屋根節
 生坂邑
 平林勘五郎

天正寺三重小塔

所在地 大町市大字大町四、七二九
交通 大糸線信濃大町駅

構造及び形式

三間三重塔、とち葺、土台を組みその上に柱縁束を立てる。柱内柱（床下八角）縁長押、内法長押、頭貫、台輪、和様三手先、下ごし大斗下に皿斗状のものを付す。中備ばち束（初重中央間なし）、初重正面中央間のみ両開障子戸、他は板壁、二軒繁垂木、風鐙付、初重縁束角柱面取、水貫、木口縁（隅椀首なし）。二・三重縁展供三



斗、高欄なし、相輪に露盤はなく、伏鉢、受花、九輪（五輪まで有り六輪以上は亡失している）、内部板敷、来迎柱（金箔）、来迎壁木部彩色を施す。

規模 桁行一尺三寸七分六厘 梁行一尺三寸七分六厘

建築の年代及び沿革

若一王寺神社三重塔の模型と伝えているが、縁束を柱心に合せる点は若一王子神社三重塔と同じく古風であるが、腰長押なく、幕設を用いず、大斗に皿斗があり、実肘木を通してするなど、細部においても異なり、柱間の割り方も全然違っているから、この所伝は疑わしい。

年代は明らかでないが江戸中期のものとしてよからう。類例の少ない小塔として保存する価値がある。

つかま 筑摩神社拝殿

所在地 松本市大字筑摩
交通 篠ノ井線松本駅

構造及び形式

桁行三間、梁間三間、入母屋造、妻入、一間向拝付、杵貫、南面、切石基礎の上に土台を回らし、面取角柱を立て足固貫、頭貫（木鼻付）を通し縁長押、内法長押を打つ、組物平三斗、実肘木（絵様換形付）、中備正背面中央間のみ木鼻股（彫刻入）、軒一軒碌垂木、軒付一重

正面中央引分け、左右はめ殺し、東側面第一間引違い、背中央間両開き格子戸、他は腰板壁に上部窓戸、向拝角柱面取、虹梁形頭貫（象鼻付）出三斗実肘木（絵様換形付）中央木鼻股（彫刻入）、側柱との間繫虹梁、四方木口縁、縁束角、木貫、東側のみ木階を設く、左右脇障子、妻飾狐格子、かぶら懸魚（ひれ付）、瓦棟、鬼板（ひれ付）、内部板敷、棹縁天井、彩色、組物、木鼻、鼻股に彩色あり。

規模 桁行五、四メートル、梁行五、四メートル

建築の年代及び沿革

当社は延暦年間の創立と伝え、国府八幡と称し、安筑両部の惣社でもあった。本殿は室町後期の建築であり昭和五年重要文化財に指定されている。拝殿は慶長一五年の棟札があり、様式から見てもこの時期と一致する。

もと正背面中央間は吹放しであったらしく、正面左右、東側面第



一間の格子戸は他の柱間と同じく上葺、下板壁であったことが、柱に残る腰貫、板溝の痕跡からわかる。向拝・縁・垂木以上・天井・建具は後世の改造である。

近世初期の拝殿として貴重であり、細部の彫刻類も秀れた手法を示している。

棟札写

慶長十五年のもの

(表)

奉造立八幡宮拜殿
右新造之檀那吉田清兵衛良勝抽丹折之糸依此神変力
武運長久之旨擬英雄替我朝身同盤石命等龟鶴子孫繁昌
悉地成就一利円満而巳慶長十五年庚申夏吉祥日敬日

(裏)

唯 急 如 律 令

134.9cm

15.85 cm

嘉永六年のもの

長さ 一六〇センチメートル
巾 三二センチメートル

松平丹波守從五位下藤原朝臣光則公

奉行 名越新丑右衛門成草
相 沢 三作至誠

大奉行安江 治左エ門

奉替替正八幡宮天長 鎮座 拜殿 四神奉殿 修理

武藤 嘉助僅用

桶口 新左エ門利秀

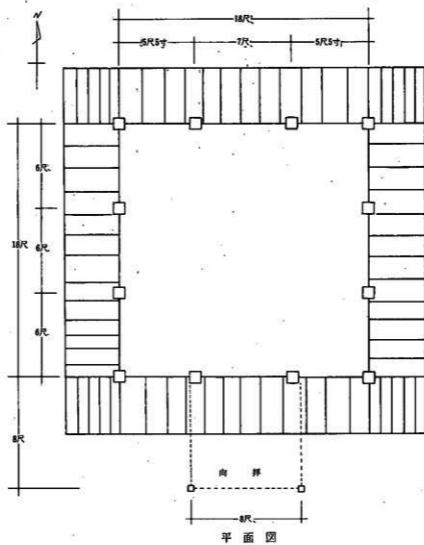
福島 権兵衛義武

林掃部正藤原吉信 敬白

林美濃正藤原吉浄

嘉永六癸丑年水無月初五日夜丑上廻

大工 福岡説助助一



(裏)

于時元和五歲日拾月十八日 神主 五郎右衛門尉

。元禄十三年のももの

| | |
|----|--------|
| 厚 | 六分 |
| 上巾 | 六寸六分 |
| 下巾 | 六寸四分 |
| 全長 | 二尺六寸六分 |

(表)

天下泰平國家安全 當將軍家神武永昌

風雨隨順五穀豐饒 諸災遠離疾十悉除

奉造立大宮殿方大明神御殿瑞御廣前

今上皇帝宝祥萬歲 當領大主武運長久

社頭康榮宮中繁永 家中諸司主靜謐

元禄十三_三年五月吉日

| | |
|------|------------|
| 當所名主 | 横沢勘十郎 |
| 當所名主 | 産子惣代 大田武兵衛 |
| 當所 | 組頭 松沢庄八郎 |
| 土谷村 | 名主 山田孫七郎 |
| 土谷村 | 名主 田原七郎兵衛 |
| 来馬村 | 名主 横沢勘兵衛 |
| 石坂村 | 名主 細野亦三左衛門 |
| 神主 | 杉本出雲藤原臣 |

(裏)

夫吾國者日本也故謂神国道謂神道人謂神孫詭苑末分与利以来日月

星辰蒼生至迄有情非情氣界生界森羅萬象山川濛陸皆是生一柱大神國成故

天照皇大神宜人則天下神物奈利須奉靜誠心波則神明本主他利莫令

傷心神他國与利吾國他人利与吾人
 与神感應乃神惠當社仁鎮理
 庶須大御神建御名方命於奉造立大宮
 陳方大明神奉申波小谷惣社而
 信越之境地於守護施主顯主中谷土谷米馬石坂深原近郷橋邑之惣
 産子之為氏神火難盜難厄難病難災難悉除安寧有何疑
 万代不易之神領上田老反七畝二十五步宮免一畝二步神主頂戴神事不怠應仕須

惣産子繁昌祈啓 欽白

享保九年のもの

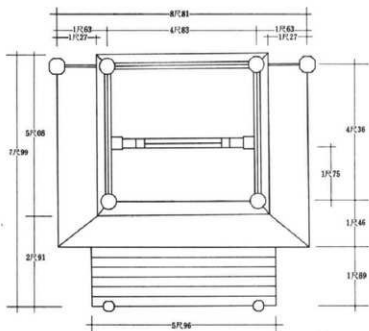
(表)

厚 一、〇センチメートル
 巾 二四、五センチメートル
 長 六一、五センチメートル

(裏)

天下太平國土安全當所繁昌
 奉造立當社御寶殿上家
 昔 享保九年七月吉日

大宮御家札ノ事 施主 横沢勘十郎
 神主 杉本 伊織



平面图

旧中込学校校舎

所在地 佐久市大字中込一、八七七

交通 小海線中込駅

構造及び形式

木造、二階建、寄棟造、妻入、棧瓦葺、塔屋付、西南面
 一階は玄関ポーチ・事務室三・宿直室・湯呑所等よりなる。二階は中央に廊下をとり、前面にヴェランダを付し、南側三室、北側二室となる。太鼓楼は八角、各辺一、〇六メートル、二階中央階段より登る。

旧状は十分な調査をしないと分らないが、一階は教室三、宿直室・職員室・小使室よりなり、二階は教室四、教材室となる。共に中廊下形式で、前面に吹放しのヴェランダ、玄関ポーチを付す。

規模

本屋 桁行 二〇メートル、梁行 一二、八メートル
 玄関 二、七メートル×一、八メートル

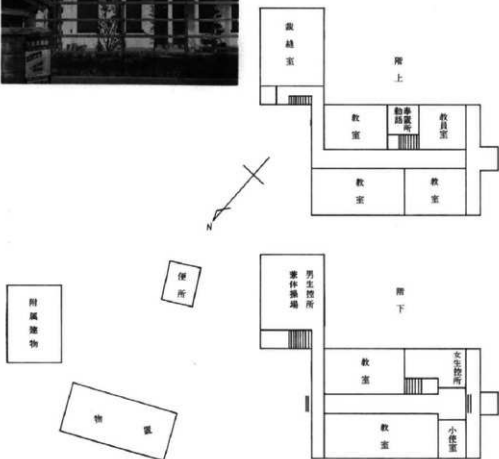
建築の年代及び沿革

アメリカに留学した市川代治郎の設計により、明治八年四月起工、同一二月落成したものである。

本校舎は大正八年新校舎完成に伴い、町役場となり、昭和三一年公民館、同三六年佐久市役所分室、佐久市開発公社などに使用されてきたものである。

本校舎は学制発布によって各地に建築された小学校の一つで、明治八年に完成しており現存する当時の小学校のうち、もつとも古いものである。設計者が地元の工匠で、アメリカに留学した市川代治郎であり当初の遺言文書を残し、貴重な存在といえることができる。外部窓、内部間仕切等は当初と変わった点もあるが日本人の手になる明治初期木造洋風建築の様式を知りうるものとして重要である。

・旧中込学校校舎は昭和四十四年三月十二日重要文化財に、旧中込学校は同年四月十二日に国史跡に指定された。



平面図 (明治十年の古図写)

松代地区の真田家靈屋調査書

たまや

松代地区には西楽寺真田信重靈屋、長国寺真田信之・同信弘・同寺開山堂(旧真田幸道靈屋)、大鐘寺真田信之靈屋、林正寺本堂(旧長国寺真田信政靈屋)、大英寺本堂(旧信之夫人靈屋)の七棟がある。以前は長国寺に幸道の母の靈屋があったが、向陽寺に移され、そこで焼失した。

これだけ多くの藩主廟を備えたところは他にない。芝上野の徳川家靈廟、仙台の伊達家靈廟が戦災で失われた今日、松代地区の靈廟建築は全国的にみても貴重な存在である。

ただし惜しむらくは長国寺にあった五棟のうち三棟はその位置をかえ、しかもその一棟が失われたことは大変残念なことである。

靈屋は大英寺のものを除き、桁行三間梁間三間、あるいは四間とし、屋根は宝形あるいは入母屋で周囲に縁を、前に向拝をつけ内部は

格子戸で、内外陣を区画し、内陣後壁に接して仏壇をおき、位牌を安置する。

長国寺では各靈屋ごとに前に門を設けている。墓は別に作り、靈屋と直接の関連はない。

漆塗極彩色で飾られ、とくに信之・信政靈屋では彫刻が多く用いられている。長国寺のものは周囲の壁がすべてはめ殺しの舞良戸（まじら戸）になっている点、極めて珍しい。

意匠的には年代のもっとも古い信重靈屋が秀れ、信之・信政のものがこれにつぐ。他は時代が下るため細部の手法もかなり落ちる。

なお関連して開善寺経蔵も調査した。この経蔵は、江戸前期のもの少数ない輪蔵として貴重である。

以上のうち大鐘寺のものを除き県宝に指定した。

大英寺本堂及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、三二四ノ一
交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

本堂(もと真田信之夫人大運院靈屋)

桁行五間、梁間五間、入母屋造、向拝一間、椀瓦葺、平入

表門

四脚門、切妻造、椀瓦葺

建築の年代及び沿革

真田信之が夫人大蓮院（小松姫）のために造立を企てたもので「松代町史」に「寛永元年竜集甲子 小春二十四日大工泉州境津柳惣左衛門幸久、大増郡真田伊豆守滋野朝臣信之公」という棟札（今なし）を収めており、外陣三十六歌仙の額には「寛永元年」の銘があり、また「信濃史料」に引く額名には大蓮院の三回忌に当り鐘を納たことを記しているから寛永元年（一、六二四）の建立と見てよいであろう。明治五年講堂焼失したためこの霊屋をもって本堂とした。

正面中央に棧唐戸（後補）、背面中央に引違板戸を入れ、他は蓮子窓あるいは板壁といふ。現在引違戸などになったところもあるが、蓮子窓の跡が残っている。棧瓦は後のものである。外観は太い円柱に舟肘木一軒の簡素な堂で向拝は当初からあったと思われるが現在のは後補である。内部は前面二間通りを外陣とし、内陣境に円柱を立て敷居格子の間仕切を設け、柱上出組の組物を入れ、内外陣とも鏡天井とする。内陣後方より来迎柱を立て禅宗様仏壇をおく、今来迎壁をとって仏像を奥に入れているのは本堂となったときの改造である。また内部の彩色は天明五年のものである。

「大蓮院殿御事蹟稿」によると信之は「我等一生之普請は迄に候はん間物入候共少も不苦候」といっているから信之は余程力を入れたのであろうが、建物から見ると一軒舟肘木という案外簡素なもので、この文言と一致しない。内部、内外陣境や来迎柱上には出組が組まれており、かなり装飾的になっているが、この組物は側面では内部にだけ造り、外はやはり舟肘木である。このようなやり方は、江戸初期のものとしては不審であるし、また組物の形も江戸初

期とは見られない。恐らく信之、信政霊屋が立派に営まれたころ改造されたものであるまいか。しかし、外観で見ると太い柱で木割も太く垂木には反りがあり、縁東は新しいが柱筋に揃えるという古風な造りである。なお、前記文獻には瓦焼のことが出ているから、もとは本瓦であったかもしれない。

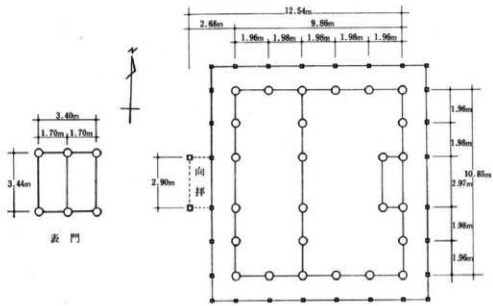
これが上田でできてその後、松代に移されたものかどうかは、明らかでないが棟札により一応松代でできたものとしてよいであらう。



表 門



本堂



平面図

本堂

真田信重霊屋

所在地 長野市松代町大字西条九〇四
交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

方三間、宝形造、向拝一間、鉄板葺（もと茅葺）、東面、正面中
尖花狭間付棧唐戸、左右連子窓で柱上に出組をおき中備は藁段と藁
束、軒は一軒繁垂木、向拝は虹梁形、頭貫を入れ通三斗と藁段
建築の年代及び沿革

信重は慶安元年（一六四八）に死んでいるが、「松代附近名勝図説」
に引く鐘銘に「慶安元戊子年建立招提一字、尚閑樓鐘、於是新鋤花
鉢以寄之」とあるから死後直ちに造られたものであろう。

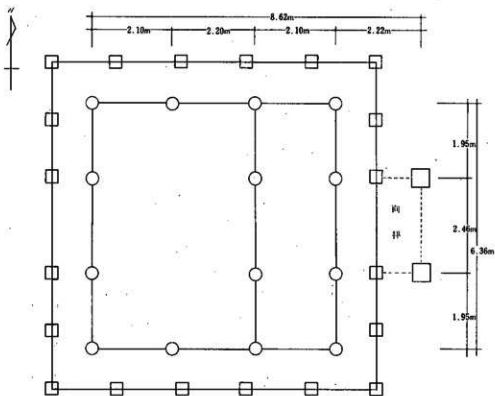
内部は前面一間通を外陣とし鏡天井を張り格子戸で内陣を区画し
内陣は格天井で奥に禪宗様仏壇をおき、阿弥陀像および信重夫妻の
位牌を安置する。内外ともに漆塗、極彩色、ただし、外部は上部の
み残る。

内外陣境の柱上組物は出組であるが中備に四十五度方向にも肘木
が出た組物をおく、これは中国には古くからあるが日本では他に類
のないもので実肘木の使い方も変っている。

柱の床下部が円いのは、すこぶる古風で細部手法の洗練さと併せ
考えると近畿の工匠の手になったのではないかと思われる。

・真田信重霊屋は昭和四十六年六月二十二日、重要文化財に指定された。





平面图

林正寺本堂及び表門

所在地 長野市松代町大字清野九四七
交通 長野電鉄象山口駅

構造及び形式

本堂（旧真田信政靈屋） 桁行三間・梁間四間・入母屋造、正面千

鳥破風付、向拝一間、軒唐破風付、棧瓦葺

表門 四脚門、切妻造、棧瓦葺

建築の年代及び沿革

長国寺の真田信之靈屋と同じ形式である。長国寺にあったものを昭和二七年現地に移し、当寺の本堂と門にしたもので、もと真田信政の靈屋である。

建築年代は真田信之靈屋と同じく鐘銘により万治三年（一六六〇）の建立であることがわかる。

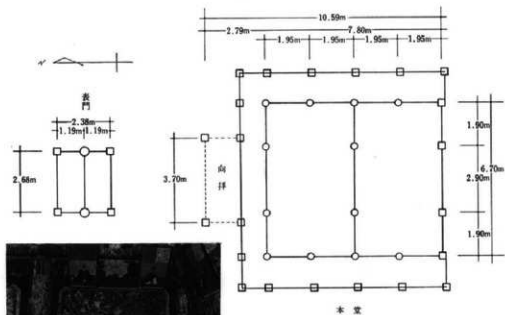
背面中央を後に出しているのは、本堂としたための改造であり、背面左右間は柱に板溝があり、もと礎と考えられる、彫刻類では、千鳥破風、向拝の彫刻を獅子、内部欄間は天人とするなど信之靈屋とは若干の違いはあるが同じ造りである。

なお、側面縁長押に根太の跡のような埋木があり柱にも繁梁の跡と思われる仕口跡があるが旧状はわからない。

表門は信之靈屋と同じである。



本 堂



内部彫刻類

平面図



表門

真田信之靈屋及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一

交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

靈屋 桁行三間・梁間四間、入母屋造、平入り、西面、正面千鳥破
 風付、向拝一間、軒唐破風付、棧瓦葺、正面中央に棧唐戸をつ
 け他はすべて舞良戸はめぐろし、組物は出組・詰組・軒は二軒
 繁垂木とする。

表門 四脚門、切妻造、棧瓦葺

建築の年代及び沿革

「松代附近名勝図説」によると長国寺鐘銘(寛文元年八月、現在所
 在不明)に「萬治三上章困教之夏、相収於真田山長国禪刹之後園、
 而創建宝殿、而安置大寛世尊聖像安座祖父真像、構高樓鈍洪鐘以振
 焉也」とあるから万治元年(一、六五八)信政・信之が引続き没し
 た後万治三年に阿靈屋が建立されたことがわかる。内部は曼荼、格
 天井で中央に格子戸を入れて、内・外陣に仕切り、内陣奥に禪宗様
 式の仏壇において位牌を安置する。

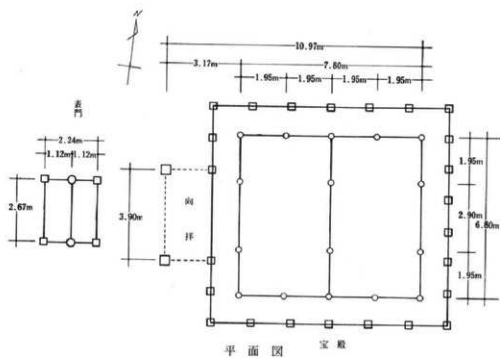
向拝虹梁の持送および木鼻には、丸彫の獅子と靈獣を、虹梁上や
 手挟には籠彫の彫刻を用いた主屋の頭貫、飛貫間には透し彫りの唐
 草、隅木下には竜、入母屋破風・千鳥破風・唐破風にはそれぞれ丸
 彫の栗鼠・牡丹・鶴に松などの彫刻を入れ、破風板、前包にも鍍金
 の透彫唐草と六連銭の彫刻を打つ。内部欄間にも鳳凰の彫刻を入れ

壁・天井には花鳥を描き柱・貫・組物にもすべて極彩色を施してあ
 る。非常に装飾に富んだ豪華なものである。

なお、現在屋根は棧瓦葺であるが、もとは柿^{かき}または松皮葺であつ
 たとおわれる。

表門も同時のもので禪宗様を採り入れた棧瓦葺の四脚門である。

・真田信之靈屋及び表門は昭和五十一年五月二十日重要文化財に指定され
 た。



真田信弘靈屋及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一
 交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

靈屋 方三間、宝形造、向拝一間、椽瓦葺、正面に棧唐戸をつけ他はすべて縦棧の舞良戸はめぐろし、組物は出組・詰組・軒は二軒繁垂木とする。

表門 四脚門、切妻造、椽瓦葺

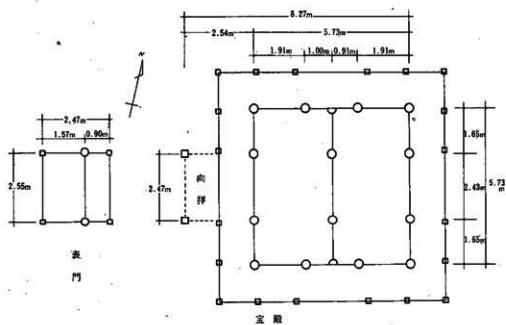
建築の年代及び沿革

元文元年（一、七三六）四代信弘の死後直ちに建てられたという、様式上から見てもほゞ誤りないであろう。

装飾は外部では頭貫、内法貫間の唐草の透彫だけで信之靈屋よりずっと少なく簡素になっている。内部は、梁行の心に半柱を入れ内外陣境を設け、格子戸を入れ、欄間に天人の高肉形の彫刻を入れる。このように柱筋でないところに間仕切を設けている点は、時代の下の証拠であり、木鼻の絵様彫形、欄間彫刻なども信之、信政靈屋に比べると、かなり見劣りする。

表門は信之靈屋と同様四脚門である。





平面図

長国寺開山堂(旧真田幸道靈屋)

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一
交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

方三間、宝形造、檜瓦葺

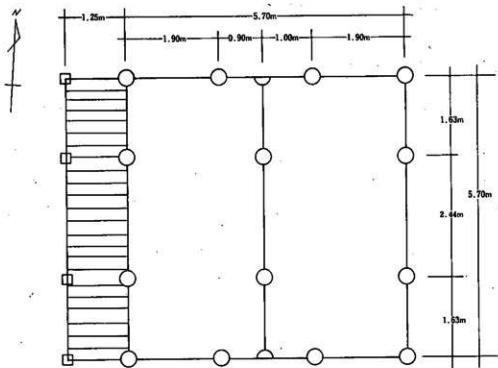
創建及び沿革

三代幸道は享保一二年(一、七二七)に没しており、靈屋はその後まもなく建てられたと思われる。

この開山堂は、もと信之靈屋の北隣りにあったが、明治一九年長国寺本殿再建の際現存の場所に移築して開山堂としたものである。

信弘靈屋と同じ形式であるが、開山堂としたため周囲の縁、前面の向拝など撤去されているが他は同様である。信弘靈屋より十年ほど早いはずであるが、木鼻の絵様などは、かえって信弘靈屋よりやや劣るかに見える。





平面图

開善寺経蔵

一棟

付 棟札 一板（慶安三年の記がある。）

所在地 長野市松代町大字西条三、六七一
交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

方三間、空形造、茅葺、裳階付、裳階棧瓦葺、正背面中央を棧唐戸とし、正面左右連子窓。他は板壁、裳階は吹放ち。

建築の年代及び沿革

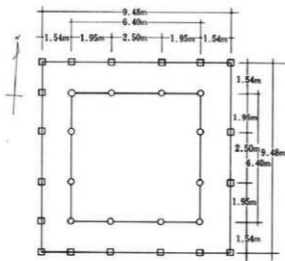


経蔵は棟札により

万治三年（一、六六〇）年の建立という、様式的に見てもその頃のものと考えられる。

主屋は円柱、柱上台輪をおき、出組。中備は中央間組物、左右表束、隅組物より象鼻を出す。裳階は角柱面取、組物は三斗であるが前後に木鼻を出し変った形となる。総板敷で内

部は組物を見せず、格天井を張り、中央に大きい輪藏を設置する。細部の手法は真田霊屋が中央の標準なものに近いのに反し、地方作の感がつよい。裳階の木鼻なども変っているが、あまり上手な方ではない。



平面図

木造阿弥陀如来坐像

所在地 下高井郡山ノ内町大字佐野九五八
 交通 長野電鉄湯田中駅

この像は、興隆寺に安置されており、柱材一木造り、彫眼、漆箔が施されている定印を結ぶ阿弥陀坐像である。

法量は次のとおりである（単位センチメートル）。

像高 七七・二、頂ノ頸二六・四、髮際ノ頸一五・一

面幅 一五・九、面奥一九・六、耳張り二〇・四

膝張り 五九・六、膝高一〇・四、膝奥五一・三

構造は、頭、軀部は一材彫出であるが、背板を別ぎつけ、膝前一材別ぎ寄せ、両手先一材、螺髪切付けであるが、頭部背面は略されている。

頭軀部ともに肉どりも重厚で、力づよいものがあり、制作は藤原中期までさかのぼるものと考えられる。県下には、同時代の作例は少ないが、この像はそれらのなかでも古例の一つである。



絹本着色香林和尚像

所在地 木曾郡大桑村大字須原八三二の一
交通 中央西線須原駅

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に裱衣は薄墨、袈裟は薄朱、座具は朱彩、下方は緑青彩で描かれており、像容は、左手作拳、右手膝上におき如意を握り、袂及び面を右方に向けて曲線に倚す形状である。

法量は、縦九六・〇センチメートル、横四〇・二センチメートル、である。軸装で、牙軸、軸竪一七一・〇センチメートル、横五八・五センチメートルである。

香林聖賢は浄智寺の徒で、享徳四年（一四五五）木曾家賢の招請をうけて定勝寺を開き、開山第一世となった人で、応仁二年（一四六八）三月二十六日入寂した。

筆者については、不詳であるが、県内の頂相中、年代の最も古いものに属し、筆致もまた勝れた優秀な頂相である。

なお、建仁寺祥雲院塔主義海以信が定勝寺住持玉林聖賢（定勝寺三世）の請に応じて別記のような讃をしている。

香林禪師肖像跋

裏技神采巖然威儀拈三尺
竹攝曲象枝喝下崖崩石裂



機前電激雷馳歌頌之摩興
鐵堅羣邪摧異、堅剛之時興
縮軟興慈運悲、夫之謂面藏
虎胸之遠係淨智俊夫之真
子定勝開山香林禪師者耶
法孫賢公首座主于定勝
寺之日遠寄遺像需指讚
同書將塞于請云

永正丁卯林麓下游
前住西禪義海叟以信書

絹本着色 貴山和尚像

所在地 木曾郡大桑村大字須原八三二の一
 交通 中央西線須原駅

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に絹衣は薄墨、肉身は胡粉、線墨、曲糸懸布、錦の朱地に金泥唐草文が描かれている。像容は、左手作拳、右手に如意を握り、面をやや右方に向けて曲象に倚す形状である。

法量は、縦七五・〇センチメートル、横三七・五センチメートル、軸装で、牙軸、軸堅一四九・〇センチメートル、横五一・三センチメートルである。

貴山慧珍は東福寺の徒で、建長寺の首座を勤め、後定勝寺第一世秀林慧殿の跡をついで、同寺住持になり、文龜元年（一五〇一）十一月同寺の寺領目録及び常住物等の目録を記し、同寺整備に勤め、永正四年二月十三日寂滅した。

この頂相の成った年は不明であるが、天文四年二月十三日、その弟子、定勝寺の住持（第三世）であった玉林聖賢が東福寺住持茂彦善叢に請うて茂彦が別記のような贊を加えているので、恐らく寂滅に近い頃の製作と考えられる。

信州木曾庄淨戒山定
 勝禪寺第二世貴山殊
 公座元禪師肖像

道標松柏鬱鬱蘭茶海藏
 一滴清不澄澗不濁惠日
 中天仰弥高讚弥堅念々
 清淨說甚菩薩戒著々工
 夫論甚祖師禪持唯離當
 窺一斑乎虎穴殺活無個
 提三尺之龍泉大道元無
 向背至理果絕言詮夫謂
 之俊夫胎厥香林的傳者



也

前真如玉林西堂和尚
 者寔貴山之神足也写
 節幻質以求贊鉢護塞
 其謂云

絹本着色 玉林和尚像

所在地
 交通

木曾郡大桑村大字須原八三の一
 中央西條須原駅

天文龍集乙未二月十
（三）
 有三日
 東福十八住茂彦叟善
 幾暮齡七十六筆□無
 價之室

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に絹衣は褐色、袈裟は朱地に桑は黄色、泥地に墨で花と雲散らしとする。曲象懸布朱地に泥で唐草文が描かれている。

像容は、左手作拳し、右手は握り如意を執り、面をやや左方に向けて曲象に倚す形状である。

法量は、縦八二・三センチメートル、横三五・九センチメートル、輪装で、牙輪、輪堅一六一・九センチメートル、横五一・六センチメートルである。

玉林聖賢は永正三年（一五〇六）前建仁寺住持古桂弘禧から玉林の号を授けられ、定勝寺二世貴山慧珍の後任として、同寺三世をつぎ、天文一八年（一五四九）同寺鐘銘をつくり、永禄四年八月十八日後住天心宗球に什宝等をゆずり、同七年八月宗球の請に応じて自贊を加え、天正七年一月一日九十才で寂した。

小子球首座写子幻質



求贊書以塞請云
 咄論一丘老禿
 既是現百年身
 有人間真骨肉

全不顯劫外春

永祿七拾甲子秋八月如意日

前南禪玉林聖賢老酒七十

絹本着色天心和尚像

所在地

木曾郡大桑村大字須原八三一の一

交通

中央西線須原駅

五藏書焉

自題

(朱印印文「正林」)
(朱印印文「聖賢」)

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に衲衣を墨色、肉身肉色、袈裟は胡粉地、墨で亀甲文、条は朱地、泥で唐草文をおく、曲象は懸布、緑青地で胡粉七重つなぎ、下方は朱地、泥で牡丹文が描かれている。

像容は、左方に向き左手作拳、右手に如意を執り、曲象に倚る形状である。

法量は、縦八九・〇センチメートル、横三七・五センチメートル、軸装で、軸竪一六七センチメートル、横五四・五センチメートルである。

天正一七年（一五八九）九月妙心寺前住持南化元興が定勝寺の徒鐵船宗昆の請に応じて、天心宗球の頂相に贊を加えている。

(朱印印文「聖」)

雷侵橋鸞月照天心

三尺竹篔針圖古今

唱

宗昆首座繪受號

節天心西堂幻賢雷



贊詞一偈呂硬請

天正歲會己丑九月吉

辰

前妙心南化叟

(朱印印文「元興」)
(朱印印文「南化」)

絹本着色木曾義元像

所在地
交通木曾郡大桑村大字須原八三二の一
中央西線須原駅

この肖像画は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に墨線で肉色胡粉地、著色狩衣、白群地緑青、墨で松林文様、髪は朱、袖うら朱彩朱唇、タタミ座朱で描かれている。

像容は、面鉢斜右向き、右手掌を伏せて握り、鉄扇を持ち、左手を膝上に伏せて、要を執る、右足を外にして安座し、畳上に坐る。

法量は、像高九〇・〇センチメートル、横三六・三センチメートル、軸装で、軸堅一六七・五センチメートル、横五五・八センチメートルである。

木曾義元は木曾氏七世という。弾正少弐、左京大夫、伊予守を称す。永正元年七月十二日、三十三才で卒す。龍源院殿照山公と諡す。天文五年（一五三六）二月、東福寺住持茂彦善叢がこの肖像に賛を加えている。

木曾（傳）源寺殿照山□□大居士肖像
 □□□□十六代□□□□□□
 源□□□清和□十世□孫也□□
 □□□照山大居士出□□前密真如□□
 □□□大□士□□□一翁□□□□
 □□□能□□□□□□□□□□
 □□□老節□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

繁

天文五歳丙申二月如意珠日

前東福後住南禪茂彦叟（傳）殿□七十七（堂朱印）



旧長野県師範学校教師館

所在地 長野市大字上ヶ屋麓原二、四七二の一、一三三
交通 信越線長野駅

構造及び形式

木造、漆喰塗、二階建、寄棟造、棧瓦葺、支間ポーチ付
建築の年代及び沿革

この建物は、明治八年十一月二十四日落成式をあげ、同年十二月四日開校式を行った長野県師範学校の教師館である。

同校は、当初師範講習所として設立が計画され、明治八年五月起工されたが、工事中、師範学校と改称されたもので、本館教師館、食堂の三棟と寄宿舎一棟よ

りなり、長野村堅石（現、長野市旭町）にあった。明治十一年九月には明治天皇の臨幸を迎えたが、そのときこの建物を便殿とし、二階を御座所にあてた。

長野県師範学校は、明治十六年松本に移り、十九年長野にもどつたが、新校舎が別に建てられたので、旧校舎は公立上木内中学校、県立長野県中学校などとして用いられてきた。昭和四年県立長野図書館建設のため、本館を取りこわし、教師館は敷地西北隅に移転され、老朽建物として撤去されることになったので、北野建設が譲り受け、昭和四十六年現在地に移築し、保存を計ることになったのである。

この建物は、本館などとともに、東京筋違万世橋内居住の尾野川清吉を模倣として建設されたものである。

壁は木摺打漆喰塗、洋風小屋組を持つ、いわば擬洋風とでもいふべき明治初期の建物で、簡素な構造、意匠ながら、当時における洋風建築移入の過程を物語るものとして、また他に類のない師範学校建築の遺構として貴重である。

なお、県には師範学校設立及び建物設置に関する多くの文書を残しており、詳しい経緯を知ることができる。

旧ダニエル・ノルマン邸

一棟

所在地 長野市大字上ヶ屋原二、四七二の二三
交通 信越線長野駅

構造及び形式

木造、二階建、鉄板葺

建築の年代及び沿革

この建物は、明治三十五年から昭和九年まで長野市に来ていた、カナダ・メソジスト派の宣教師、ダニエル・ノルマンの住宅である。ダニエルはその後、軽井沢に移り、第二次大戦のため帰国した。

棟札によると、「明治三十七年十一月一日、石当町、内田繁蔵」(朱書)があり、その建築年代と棟梁の名前もわかる。

ダニエルの子ハワード・ノルマンの「長野のノルマン」によると、この建物の設計にあたり、ダニエルが種々注文を出し、彼の考えに基づいて工事を進めたことがわかる。

建物は木造、二階建、外部ドイツ下見張、屋根は鉄板葺で、ごく一部に小屋裏部屋を設けている。一階は玄関、ホール、厨房食堂及び二室からなり、二階は四室からなり、ペランダを二か所に設けている。一階は広さ一四〇・〇平方メートル、二階一一〇・〇八九平方メートル、棟高七・〇メートルである。内部に若干の模様替があるが、原形をよく残し、装飾はほとんど用いないが、階段、建具など宣教師館にふさわしく素朴で堅実な作風を示している。おそらくこの点は、施主であるダニエルとその夫人の人柄と好みによるもの

であらう。

ダニエル帰国後は、北野建設の所有に帰し、昭和四四年解体し、昭和四六年七月長野市県町から現在地に移築し、北野建設の山の家として使用されている。なお移築に当り、かつて変化されていた玄関入口などが復原

されたが、軒先などは現在地の積雪量を考慮し、わずかな変更が行われ、屋根も桧瓦葺から鉄板瓦葺葺となっているが、全体的にみて保存もよく、当初の意匠をよく残している。

外人住宅は神戸、長崎等の開港場には現存するも



のが若干あるが、他にはほとんどなく、明治中期の木造洋風建築としてまた長野にあって長く布教に当たったダニエル・ノルマンの邸宅

木造千手観音立像

所在地 松本市入山辺東桐原一九四〇番地
交通 中央線松本駅

として貴重な価値を有するものといえる。

柱材一本造りの立像で、頭部、体部、合掌手の上膊を含めて一材から形成し、影眼で、足裏の木杓で台座に立っている。

法量は、像高一五九センチメートル、頂と顎（宝髻を含む）三〇・五センチメートル、髮際と頸二センチメートル、面幅一四・二センチメートル、耳張り二〇センチメートル、面奥一九・七センチメートル、肩幅四一・五センチメートル、胸厚二三・五センチメートル、脇手の開き一四一センチメートル、膝張り三二・五センチメートル、裾張り（地付き）三九・五センチメートルである。

形状及び構造は、本手は屈臂し胸前で合掌し、宝鉢手は下腹前で宝鉢を奉じている。脇手は前中後に配し、上半分は掌を揚げ持物を捧げ持ち、下半分は伸臂して第一、第二指を出して持物を握る。頭部は毛髪を表わさず、丸彫りとし、髮際は一文字で、両側で耳を被う形をとる。頂の如来相、正面、両側の化仏は植え付けとする。天冠台は彫出し、三道を刻む。条帛は彫出し、天衣は上半部は彫出しと下半部は腋下で別付け。合掌手は、両臂先、手首を別付け、宝鉢手は、合掌手首下で別付け、手首で短く、ただし、合掌手、宝鉢手共に左右の手首先は彫出しとする。脇手は合掌手の上膊の裏側へ納立てて挿し込み、別

でいる。屈臂手は臂で短き手首で別いでいる。両足先も別付けである。後補については、化仏五面（頂上仏面、菩薩面一、忿怒面二、牙上出面一）、合掌手の手先、宝鉢手及び脇手手先の大部分が中世に両足先、天衣下半部、脇手持物、台座は近世に、それぞれ行われている。毛髪が耳を被う形、耳朵が厚く面も反り、両肩の盛上りが強く、面



奥の深いこと、阿足間に見える渦文や左右裳褶を途中でしぼり、それがさらに流下して台座に届くところに、藤原時代前期に行われた一木造りの手法が残るが、面相が下ぶくれし、眼もうつむき加減にし、衣文の影口が浅く、ひだは平闊で、阿脚間の渦文もおだやかで、抑揚がなく、藤原様のやさしい表現をとっている。総じて藤原中期の製作と考えられる。奥内には藤原時代後期の像はかなり多いが、ことに同時代中期の千手観音で立像の作例はほとんどなく貴重な存在である。作者は不明であるが地方作である。

瑠林正玖住西岸寺京城諸山疏

所在地 上伊那郡飯島町本郷
交通 飯田線伊那本郷駅

古伝では、二四坊を有する真言寺院海岸寺の本尊で、像は天平年間（七二九～七四八）行基の作と伝えるが信じ難い。しかし、旧海岸寺から平安時代の経筒が発掘されるなど、創建の古いことが伺われる。江戸時代の天和三年（一六八三）松本藩主水野忠直の時修理を加えたことが、台座の墨書銘文によって明らかで、当時里山辺兎川寺の末寺であったことが知られる外、知るところがない。

なお、保存状況は耐火耐震構造の宝庫に収めてあり、保存状態も良好である。

西岸寺は大覚禪師（蘭溪道隆）を開山として弘安元年（一二七八）に創始したものであるが、明証はない。しかし、蘭溪道隆の法系によって古く始まった臨濟寺院である。寺伝では康安元年（一一三六）二月臨照山西岸寺と称したという。この後一二年、応安六年（一二三三）二月同寺禮那飯島修理助入道正運、同彈正右エ門頼昌、同輔部助為光等が寺領を寄進して寺産を整え、同年四月一七日足利義満は寺を鎌倉諸山の列位に昇した。ついで永和二年（一三七六）同三年住持大徹至純及び藍田堅英は、同寺の規式を定めて、諸山の列位としての諸條規を定めた。

本疏は、縦九二・五センチメートル、横三七・五センチメートル（軸一七六センチメートル、横三九センチメートル）の軸製（木軸）

網地である。内容は、文正元年（一四六六）四月四日、鎌倉五山第三の寿福寺首座瑠林正玖が、室町幕府の公文をもって、諸山の列位にある伊那郡西岸寺住持に任命され、京都五山位の南禅・天竜・相国・建仁・東福・万寿の各寺住持及び十刹位の臨川・真如・安国・宝幢・普門・廣賢・妙光各住持等が、正玖の西岸寺入寺を祝し疏を製して贈ったものである。

入院の疏には、官府疏、山門疏、諸山疏、道旧疏、同門疏、法着疏、江湖疏など種々あるが、古く残存するものが少なく、円覚寺でさえ、永正一七年（一五二〇）叔悦が同寺掃源庵から入寺した時、建長寺龍源庵の嶋谷乾暉が諸山疏を製しその入院を祝したものであるくらいで、室町中期の諸山の疏としては他に例のないものである。ことに京

郡五山・十刹の各住持がこれほど多く自署しているのは、全く稀有のものである。県内では唯一無二のものである。又保存も良好である。孫林正政住西岸寺に住する京城諸山疏は次の通りである。

京城諸山 跋論

壽福前板孫林政公禪師榮中

相府釣命 董莅

信州路臨照山西岸禪寺 凡同列之在蒙下者 聞鼓盛幸 弗勝驩

拈綱詞以慶云

吳中之思圓照 騎驛電駟 越上之口大通 巨鳥養鳥 不謂落慈 阿

本之後 復蒼巨宋 一浙之風 所貴爲人 迺是弘道

共惟

新命西岸孫林政公禪師 大通四業 圓照三傳 蜚錫京門 舒元



氣乎鳳麟之會 變輒霄寶 喚客名于鳥鷗之憲 固去就無苟然
蓋顯晦從宜耳 配青松以爲白雪 升兜率宮 掃明月而有清風
分金剛座 行當播道於遐邇 豈獨私化於鄉閭 星河一天 却回
長安今幾日 晨昏萬里 猶接孟氏之芳麟 益固宗盟 恢興法社
文正初元仲夏 日疏

南禪「正清」朱印

建仁「宗殊」朱印

等持「興賢」朱印

臨川「周」朱印

普門「義備」朱印

天龍「珍暉」朱印

東福「惠桑」朱印

眞如「等」朱印

廣覺「源榮」朱印

相國「守蔭」朱印

萬壽「守漢」朱印

安國 寶幢「承舜」

妙光

林家住宅

所在地 木曾郡南木曾町吾妻字町並二、一八七の一
交通 中央西線南木曾駅

構造及び形式

主屋 木造二階建、一部三階、切妻造、椋瓦葺

文庫蔵 木造平屋建、切妻造、椋瓦葺、正面入口上に瓦葺下屋庇を

付す。外壁土蔵造、腰まわりなまこ壁

侍門 一門一戸薬医門、切妻造、椋瓦葺

侍門左右袖辨 木造、両流造、椋瓦葺、しっくり塗真壁、腰まわり

にささらこ下見を付す。

高辨 木造、両流造、椋瓦葺、内側はしっくり塗真壁、腰まわりに

ささらこ下見を付す。外側はしっくり塗大壁、腰まわりにささ

らこ下見の板を折釘にて取りつける。

源氏辨 木造、両流造、板葺、上部しっくり塗真壁、腰板壁、ただ

し一部に換連子の格子窓を設ける。

板辨 木造、両流造、板葺、壁は貫の表裏にたて板を交互に打ちつ

ける。五ヶ所のくぐり門には引違のおよび片開きの板戸をとり

つける。

建築の年代及び沿革

林家住宅は明治九年八月から明治十二年四月にかけて旧脇本陣の地に建築されたものである。棟上げは明治十年五月一日に行なわれ、たことが棟札及び家普請留記によりわかる。

林家は代々脇本陣を勤めた家であり、式台、文間、上段の間を備えた明治初期の豪壮な構えである。

主屋の一階は、文間の間、竹の間、控の間、上段の間、宿直の間、納戸、七疊、台所、土間、風呂、便所等よりなる。二階は、鶴の間、松の間、八疊、五疊、四疊、九疊、六疊、御神殿、便所よりなる。三階は取りはずしの箱階段を設けた松の間よりなる。

付属の建物は主屋とはほぼ同じ時期に再建されたものと考えられる。明治天皇の御小休が明治十三年六月に行われているので、おそらく、それ以前には、これらの門や辨は整備されたものと推定できる。なお、文庫蔵は江戸時代の四面に、現位置と同じ場所に倉が記されており、江戸時代からすでに同じような建物が存在したことは判明するが現在の文庫蔵と同一のものかは判明できない。文庫蔵が以前から残っていたとしても、再建時に外部の仕上等も手直しをされたと考えられるので今回は明治時代に属するものと判定した。なお正確な建築年代は今後の調査により検討の必要がある。

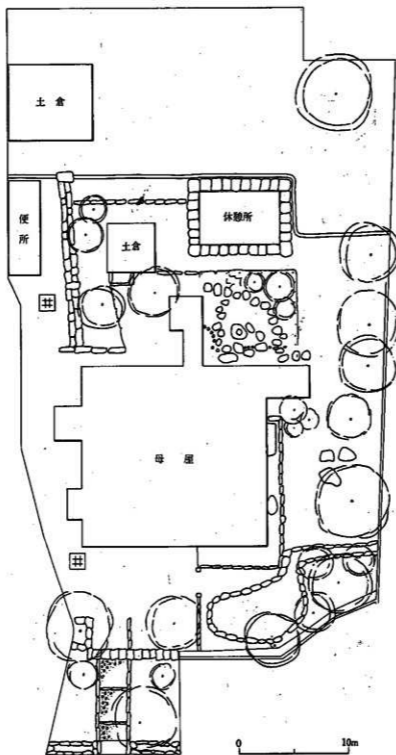
この住宅は主屋とともに全体として妻籠宿脇本陣の屋敷構の景観を伝えており、使用された材料もよく、仕事もていねいで、改造された点も少なく、江戸末から明治初年にかけての大規模な宿場建築として重要なものである。

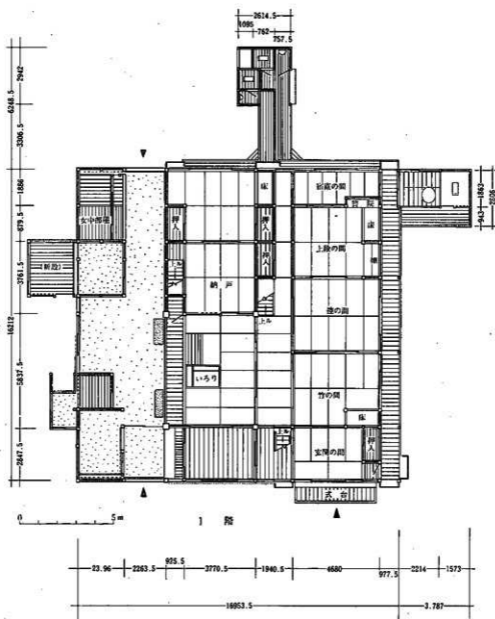


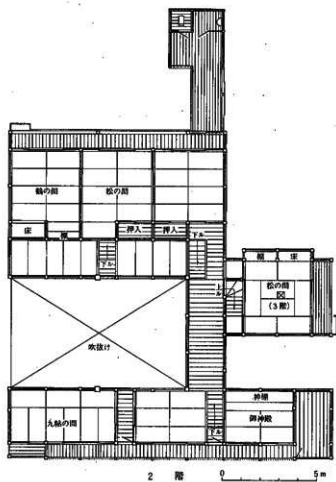
主屋内部



待門







真田家文書

所在地 長野市松代町一番地

交通 長野電鉄松代駅

真田家は、平安時代から東信地方に繁衍した渡野系海野氏の一族で、始祖真田幸隆にはじまる。幸隆は子信綱及び昌幸と共に、武田氏に属し武名を揚げ、一方自力で北上州にまで勢力を伸ばし、確固たる地位を築いた。昌幸は、武田氏滅亡後一時織田氏に従ったが、信濃に侵攻した北条・徳川・上杉氏らの間にあつて、深慮遠謀をもって事に処し、天正十三年（一五八五）徳川勢を小県郡に破つて退け、以後豊臣秀吉の庇護をうけ、その知遇を得た。

慶長五年（一六〇〇）石田三成の挙兵に際しては、長子信之（徳川方）と別れて西軍に通じ、上田城において秀忠の率いる東山道軍の進撃を阻んだ。このため、昌幸及び二子信繁は高野山に流寓の身となつたが、長子信之は忠勤をもつて家系を保持し、かつ同家の基礎を不動のものとした。信之は元和八年（一六九五）十月上田城を転じて松代に移されたが、川中島十万石の領地をよく保持した。

国内諸藩では、領主の交替があつて旧領主関係の史料をよく保存するものがないが、真田家では、幸隆以来明治維新に至る間の史料を完全に近い程に保存してきた。

これらの史料は、戦国時代の世相を映し、幕藩の關係、治世の史料として、戦国史、近世史ことに信濃史の上で貴重なものである。その大要は、武田信玄（二）同勝頼（三）豊臣秀吉（一九）同秀次（三）

同秀頼（三）石田三成（二五）豊臣家五奉行（二三）大谷吉隆（一）上杉景勝（一）毛利輝元（一）宇喜多秀家（一）細川忠興（四）浅野幸長（一）弓削備中守（三）徳川家康（六）同秀忠（三〇）同家光（二九）同吉宗（一）幕府老臣連署状（三六）幕府条目（四）、本多忠政（一）同忠朝（三）同正朝（一）諸大名（三三）真田昌幸（二三）同信之（四九）同信吉（四）同信政（二）同信重（一）等の書状と、松城本丸、三ノ丸備道具目録（七）領知状（九）、領地目録（九）、高田檢地之奉書（一）、信幸・信房の口宣業・位記・宣旨（七）、信弘・信安の道橋奉行・職奉行・町奉行及び郷村あての条目（五）、真田幸道老臣連署起請文（九）御仕置御規定（整頓七七枚）等で、真田家關係及び民政關係の重要文書が主である。

真田家文書は、真田家代々の当主あてに到来した文書を伝世してきたものを主とし、明治初年に真田家旧家臣から、真田氏から与えられた文書の故をもつて、同家に差し出されたものが少数ある。その品質形状等については、折紙二五・堅紙六一・切紙四・雜紙四七・横巻五・堅帳九・その他三〇、合計三八一通（詳細は別掲）で、いずれも紙本墨書である。これらの文書は、真田家の特別重要書類として嚴重に保管・管理してきたものであり、一部封紙を失つたものがある



真田右衛門（幸道）あて領知状



真田伊豆守（信之）あて徳川家康の書状

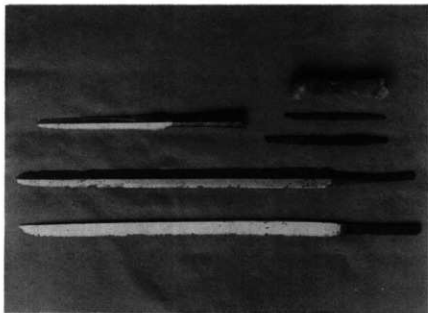
安坂將軍塚第一号古墳出土品

所在地 長野市 長野県信濃美術館（所有者東筑摩郡坂井村）
交通 信越線長野駅

剣一口・直刀一口・鉾一口・きさげ二挺・砥石一個で、昭和三七年一月に調査をうけた安坂將軍塚第一号古墳出土の一括資料である。

安坂將軍塚第一号古墳は、東筑摩郡坂井村安坂に所在する古墳群の一基で、東山の南斜面中腹の、水田面との比較差一五〇メートルの高処にあつて、將軍塚と通称されている。裾廻り南北一〇と一一、東西八と九メートルの横石になる方墳で、墳高は西方で二・五と四・〇メートルを計る。内部主体は、墳頂平坦部に南北の方向に並列している二個の竪穴式石室で、東側を第一号石室、西側を第二号石室と呼んでいる。第一号石室は既に開口していて、攪乱が著しく、遺物の出土は見られない。第二号石室は幅〇・七五、長さ五・六メートルの狭長なもので、これも天井石が竪穴内崩落して北端部における盗掘の痕跡がうかがわれた。ただ、南半分にあつては、盗掘の難を免かれた七点が存在していた。まず、南壁から七〇センチ、やや東壁寄りに砥石が一点存し、その北に接してきさげ二挺が並列し、次いで南壁から一・六メートルのところ東壁に沿って剣一口、（この剣は保存状態が不良で、今回の指定からはずしてある）、その北、剣に接して直刀一口、更に七五センチ離れて、同じく東壁下に剣一口、その東側に接して鉾身一口が発見された。

指定された出土遺物のうち、剣は鉄製の諸刃造りになるもので、刃



長五〇・八、中心長一三・〇、元重〇・四九、元巾三・三、先重〇・三六、先巾二・二センチを測る。目釘穴は二個、墓の諸所に柄木と推定される木目状の鏽が残っている。地鉄は細かい柃目鍛で一面に地鉄がつき美しい。刃文はくちこんではいるが細い直刃と推定、ところどころに湯走りが見える。直刃は平造りの峰の浅い丸棟で、刃長五〇・一、中心長一三・四、元重〇・六二、元巾二・五、先重〇・三八、先巾一・九センチ。墓の目釘穴は二個で、剣と同じ木目状の鏽が認められる。地鉄は柃目鍛に大肌交り、地煎しきりに入り地鉄が美しく湧えている。刃文は直刃が僅かに残り、小鈍つき湧えている。鉄身は全長二〇・四センチで、身が狭く、下部は中心袋造りで六角に鏽がつき、通しの目釘が穿たれている。刃長一三・〇、元重〇・七一、元巾二・五、

木造大覚禪師倚像

所在地 上伊那郡飯島町大字本郷
交通 飯田線伊那本郷駅

この像は、西岸寺に安置されており、桧材の寄木造り、玉眼、胡粉地粉溜が施されている。像容は、円頂で袖衣に袈裟をかけ、曲まに腰かけて両足を前に下げ、左肘をまげ袈裟下掌を膝上に伏せ親指をひらき、右肘はまげ、右膝上で五指を捻じ物を執る形である。

法量は次のとおりである（単位はセンチメートル）。

像高（頂上から袈裟まで）一〇一、頂と臀部七〇・五

頂と頸二四・五、面幅一四・六、面奥二〇・〇

肩張り四一・〇、胸厚二七・四、肘張り五五・五

先重〇・二九、先巾一・四五センチで、地鉄は最高のもので小板目よくつき強く、刃寄りに柃がかかって直刃に小乱れ交り、小鈍がつき明るく湧えている。きさげ二丁のうちの一つは刀子状鑿形をとるもので、全長一九・四、元巾一四、元重〇・九、先巾〇・八五、先重〇・二センチ。もう一点は鈍状のもので、全長一六・一、元巾〇・九五、元重ね〇・三、先巾〇・九、先重ね〇・一五センチ、砥石は名倉砥で、現存長一五・五、巾中央二・七センチの断面方形を呈し、両端が太く、使用の痕が歴然としている。

このように、これら上記の遺物は、同古墳の年代決定に有効な資料であるばかりでなく、日本刀剣関係の資料として極めて優秀なものである。

膝張り六三・〇、座奥五二・〇、裾張り六七・一

構造は、顔部と頭部を竪に刎付け、後頭部は一材で内刎りにする。

鉢部は両肩で刎ぎ、背部を竪に刎付け、下半部は脚の付根で刎ぎ、膝前をさらに刎いでいる。頭部は頸柄で鉢部にはめこまれている。鉢部、膝裏も内刎りされている。

本像の面貌から、円熟した高僧のやさしいまなざしをうかがうことができ、また溫和のなかにも仏道の真意を体得した優すことができな

い厳しさが看取できる。衣文は稜高くはないが、決して弱いものでは

木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像



この像は、福満寺に安置されており、松材の一木造り、彫眼で、胡粉地彩色が施されている。糸帛をつけ、天衣両肩から垂下し、両肘上から左右に垂下している。

日光菩薩の像容は、左肘をまげ、手首を挙げて掌を前方に向け、小指を伸ばし他指を捻じている。右肘はまげ、少し下げ手首を折り五指を捻じ持物を握る形をとっている。腰を左にひねり、重心を左足にか

なく、美しい曲線によって配されている。

作者、制作年代を示す銘記はないが、衣文から考察すると、鎌倉風（宋朝様）を残しつつ、室町時代の整備へ向う過渡的所産とも言え、室町時代の初期を下らないものである。

県内の肖像彫刻中、時代の古いものに属し、しかも、時代の特色が顕著である。

大覚禪師は字を蘭溪といい、道隆は号であり、大覚禪師は諡号である。西岸寺の開山を蘭溪道隆とする確証はないが、記録によれば大覚禪師は、建長寺創建後、二度罪を得て甲斐に移っているので、その際の勤請開山となれるものか確たることは不明である。

所在地 東筑摩郡麻績村大字上井堀
交通 中央線聖高原駅

けて右足をわずか前に出し、膝をゆるめた蓮歩立ちの形をとっている。

月光菩薩は左肘をまげ、手首を下げ小指を伸ばし他指を捻じ、右肘をまげて手首を挙げ、掌を前方に向けて小指を伸ばし他指を捻じ、持物を握る形をとり、腰を右にひねり、重心を右足にかけて左足を浮かす形である。



月光菩薩

日光菩薩

法量は次のとおりである（単位はセンチメートル）。

日光菩薩立像

像高一・四・七、宝髻一三・七、頂ノ頸一六・〇

髮際ノ頸一・五、面幅一〇・九、面奥一三・五

肩幅二三・〇、胸厚一五・六、腰張り二二・二

裾張（地付）二四・四、蓮肉高八・五、蓮台高一三・七

カマチ高五・〇

月光菩薩立像

像高一・五・五、宝髻二二・五、頂ノ頸一六・二

髮際ノ頸一・九、面幅二一・〇、面奥一四・〇

肩幅二四・〇、胸厚一五・四、肘張り二九・二

腰張り二二・九、裾張り（地付）二五・七、蓮肉高八・〇

蓮台高一三・〇、カマチ高五・二

構造は、宝髻は楕付け、頭部は耳のうしろで後頭部を面部に頬付けている。軀部は背部を縦に頬付け、両肩頬付け、足先を裳裾下で横に頬付けている。天衣も肘下の部分を頬付けている。手の部分は日光菩薩は左肘、手首を頬ぎ、右肘を頬いでいる。月光菩薩は左手肘で頬ぎ、右手肘及び手首で頬いでいる。台座二像共に一木彫出しである。垂髪の高いのがやや気になるが、当初からのものである。地髪をまばら彫りにし、髪際をやや波形にする程度で一文字に近く体を片足にかけて腰をひねり動的姿態を示すところ古様である。衣文の特に裳の折返し部の繁瑣なところは、当時流行の宋朝様式を独自の創意によって表現したものであろうが、やや力の弱さを感じさせる。

作者及び制作年代については、日光菩薩の背部頬付け部内側の墨書銘（別記）から善光寺住仏師妙海の作であり、元徳四年（一一三三）であることが知れる。

（日光菩薩立像銘文）

日光弁者 元徳四年二月二日始之 造立早

右志趣者當郡安穩 興隆佛法故也 仏師善光寺住 妙海

（日光菩薩立像銘文）

日光弁 正慶元年八月廿日始之

志趣之旨者同上

檀那當寺別當 僧采秀

木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像

所在地 東筑摩郡朝日村大字西洗馬
交通 中央線塩尻駅

この像は、朝日村の光輪寺に安置されており、松材一木造り、彫眼で、彩色はなく素地のままである。彫出しの糸帛をつけ、天衣は両肩から垂下し両肘にかかっている。日光菩薩の像容は、左肘をまげ、手首を挙げて掌を前方に向け、小指を伸ばし他の指は捻している。右肘はまげ、手を前に差し出し、掌を仰げて小指を伸ばし他指を捻している。腰はわずかに左にひねる形になっている。



月光菩薩

日光菩薩

月光菩薩は、左肘をまげ、手首をまげ掌を仰げて、小指を伸ばし他指を捻している。右肘はまげ掌を前方に向け、小指を伸ばして、他指を捻する形を執っている。

法量は次のとおりである（単位はセンチメートル）。

日光菩薩立像

像高八四・〇、頂ノ頸一三・九、髮際ノ頸九・〇、面幅八・五

面奥一一・〇、胸厚二三・七、腰張り一八・〇、肩張り一八・五

裾張り二二・二、蓮肉高四・七、蓮座高七・七

月光菩薩立像

像高八四・〇、頂ノ頸一四・〇、髮際ノ頸九・〇、面幅八・五、

面奥一一・二、胸厚一三・五、腰張り一八・五、肩張り一九・五

裾張り二一・〇、蓮肉高四・五、蓮座高七・五

構造は、頭部は後頭部を耳の後で整剔ぎし、鉢部は前後を堅に剔付け、両肩剔付け、両足は裳裾下で横剔ぎとする。手の部分については、日光菩薩は左肘、手首剔付け、右肘剔付け、肘先は一材である。

月光菩薩は左肘で剔ぎ肘先を一材とし、右肘・手首で剔いでいる。台座、蓮内・蓮弁は一材彫出である。

このように頭鉢部共に、後背部を堅に剔付け、一木造りの構造をと

り、彫眼である等古式の手法によりながら、鎌倉時代に始まった写実を旨とした宋朝様式をとっている。

二重折返しの際の衣文は見事であるが、やや繁瑣になり、上体の肉どりに比して、腰下が弱さを感じさせるが、彫口の巧みさは一種独特のものがある。

作者については、両像の墨書銘（別記）から善光寺住仏師妙海であることが知れる。妙海については、東筑摩郡波田町旧若沢寺の金剛力士像、同郡麻績村福満寺の日光・月光菩薩像、上伊那郡辰野町川島の十一面観音菩薩像の作者である他詳細はわからない。

しかしこの像は妙海の作風を示すものである点貴重なものである。

（日光菩薩像銘 右肩剎付内側墨書銘）

佛師善光寺妙海

奉造立 生承三十四
日光菩薩

僧豪玄 生承六十二

勸進

元享（享）三季 大才十月二日

（月光菩薩像 左肩剎付内側墨書銘）

佛師善光寺妙海

奉造立月光菩薩

勸進 僧豪玄

元享（享）三季 大才十月二日

長野県史跡

鳥羽山洞穴遺跡

所在地 小泉郡丸子町腰越區鳥羽山
交通 国鉄信越線大屋駅



本洞穴遺跡は、依田川流域のうち、武石川が流入するところからやや下った右岸にある。同右岸には鳥羽山の西麓が迫って急峻な断崖をなし、そこに幾つかの洞穴や岩陰が形成されている。鳥羽山洞穴はその中で最大のもので、巾二五メートル、奥行一五メートル、西向きに川に面して大きく開口している。洞穴内部の状態は、中央部の落盤による土砂落石が前面へ大きく張り出し、洞穴全体を二分した状態になっている。南側洞穴部は

傾斜度が強く、高さに乏しいが、北側は比較的落盤が少なく、平坦を保っている。

この、北側洞穴部における層序について、第二層部に、古墳時代の石敷状施設があり、第三層下層には縄文後期から晩期前半、後半を経て、弥生後期に再利利用されたと考えられる円形炉を伴う敷石住居址が存在していた。このうち、調査の

完了をみたのは、第二層で洞穴の庇縁から奥壁にかけ四段に石垣を築いて、五段に分けられる平坦部を作り出した遺構で、古墳時代の特殊な葬法を示す遺跡であることが知られた。

即ち、第一段からは、多量の土師器・石剣・琴柱形石製品・鹿角製紡錘車、鹿角製刀子玉類・鉄剣・鉄鏃・馬具・工具類・鹿角製鳴柄が焼骨化した人骨に伴って存在し、第二段では、多量の土師器少量の鉄器・玉類が人骨に伴って出土している。人骨の状態は、屍体が放置されたままのもの、焼骨されたもの、焼けたもの、と様々である。第二段から、第五段は洞穴の中央部にのみ存在する。第三段からは、土師器須恵器に少量の玉類、鉄器・人骨は伸展状態のもの数体分、第四段は土師器・須恵器・鹿角製鉄剣、人骨の状態は第三層に同じ、第五段の一角には十数ヶの土師器壺・埴・盃・高坏等を全部下向きに立て、方形に配置されてあった。人骨は第三・第四層と同様である。

出土遺物から、時期は古墳時代中期に比定される。又遺物の内容から、古墳を築きえない常民の墳墓ではなく、古墳を営むと同等の階層の集団が行った特異な葬法の痕跡を示している点、重大な問題点をかかえた遺構である。

神坂峠

所在地 下伊那郡阿智村智里四二五六の六八
交通 国鉄飯田線飯田駅、国鉄中央西線中津川駅

本道跡は下伊那郡阿智村の西端にあって、岐阜県中津川市神坂(旧西筑摩郡御坂村)と境界を接する地で、恵那山の余脉と富士見台の間にある標高一五九五メートルの鞍部地点にある。即ち、北側の富士見台からの傾斜面に東北万岳荘からの山道と、西北神坂小屋からの山道が降りてくる場所であり、南へ尾根を伝わっていくと鳥越峠から恵那山へ向い、西側の急な坂道を下れば中津川方面へ、東側の割り合いにゆるやかな坂道を下れば園原へ行く沢の道に至る峠であって、このうち、現在の峠の標柱より北側で、「午向けが丘」と仮称されている微高地の東北傾斜面と富士見台の麓の東南傾斜面とが合さったわずかな平地部(南北三三〇四五、東西五メートル)から夥だしい石製模造品が出土し、この峠で、古代祭祀の行なわれたことが知られている。

古文獻に見える神坂峠についての記事は、日本書紀七景行天皇四十年の条に、日本武尊東征の帰途、信濃坂にて山神を退治したと見えるのが初見で、延喜式には美濃の坂本から神坂峠を経て伊那郡阿智駅に下った事が記され、順慶三代格所収の斉衡二年正月二十八日の太政官符にも坂本駅と阿智駅の間七十四里(普通三十里)の遠距離で、雲山重畳、路遠坂高、戴星早發、犯夜遲到とあり、東国から都へ上下するためには必ず経過しなければならない最重要な交通路であり、且つ、酷い悪路難所であった。万葉集巻二十、天平勝宝七年、防人としてこ



の峠を越えた主張、埴科郡神人部子忍男は「ちはやふるかみのみさかにぬさまつり、いはふいのちはおもちちがため」と詠じ、叡山大師伝

には、弘仁六年、大師が東国に赴くべくこの峠を経た時、坂路の困難を歎じ、美濃側に廣濟、信濃側に廣祿の阿院を設けて旅人の困苦を救ったことがのせられ、清水寺縁起にも、承平七年七月頃、同寺の僧慶兼が信濃国御坂において大蛇の難に遭った事が記されている。この他に、天慶四年上野国の御馬が伊那路を経て神坂越をした事（本朝通記）、天元元年、風面のため損じた御坂路を修理したこと（日本紀略）、信濃守藤原陳忠が御坂峠の谷底に転落したこと（今昔物語）、庚平元年十二月、神御坂が霖雨のため崩壊したこと（扶桑略記）、等の記事がある。

松尾城跡

松尾城は、鎌倉時代より小笠原氏が宗家として重きをなし、特に南北朝時代以後は、信濃守護として活躍し、四〇〇余年にわたる居城であった遺構で、小笠原家では松尾館又は伊那館と呼んでいた。この城は、飯田市松尾の西端の東に展開する約四九〇メートルの丘陵台地の尖端に構築された平山城である。構造は、本丸・二の丸・三の丸に分かれ、本丸の面前には眼下に田野が開け、後に名古屋台地を負い、南は毛賀沢の深い豁谷に望み、北は北の沢の断崖をもち、ただ西北隅の片羽部落の一面のみ平野部と連っている。

本丸跡は、内堀（幅一メートル、深さ三・五メートル）と称する空濠で丘陵尖端を区切って構築されており、東西約五五メートル

調査は、最初の祭祀遺物を発見した昭和二十六年以後、頻次行なわれたが、四十二年の分布調査と四十三年の発掘調査が大規模なもので、石製模造品として剣形・鏡模造品・有孔円板・勾玉・管玉・瓊玉・白玉・刀子形模造品・斧形模造品・鎌形模造品・馬形模造品・ガラス小玉・土器類では須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器・中世陶器・中国磁器・土師器、金属製品として獣首鏡・鉄錐・鉄斧・刀子・鉋、特殊なものとして土馬が出土している。

所在地 飯田市松尾一〇八一
交通 飯田線駄科駅、毛賀駅

ル、南北約五〇メートルの低平な平場で畑地となり、毛賀沢の豁谷を距てて、鈴岡城と相対している。水の手は井戸で、東曲輪下にあるものは石ただみで今なお清泉が湧いており、内堀を西に降ったところにあるものは、今は水が枯れて痕跡を留めているのみである。

二の丸（東西約九〇メートル、南北約五五メートル）と、三の丸の間には、相の堀（幅約六メートル、深さ三・五メートル）と称する顕著な空濠の遺構がある。

三の丸には、二の丸へ通ずる処に追手口、また、その西方の小高き処には、龍門寺屋敷、北方には、竹の内と称する地名が遺っている。

松尾城の屋敷は現在の片羽部落で、今でも同部落には南北に通ずる

小笠原氏は、もと甲斐の人で、信濃に関係をもつに至ったのは、鎌倉時代の初め、文治年間（一一八五）加賀美遠光が信濃守に、その子



小笠原長清が佐久郡伴野庄の地頭職に補せられた時に始まる。

小笠原氏の伊那伊賀良庄を領するに至った年代は不詳であるが、松尾館に定着したのは長清の孫長忠の頃といわれている。遠光より七代の孫貞宗は、南北朝時代の初頭頃、弓馬礼法の師範として朝廷に仕え、初めて信濃守護職に補せられ、筑摩郡井川館にあって、信濃を管し、東国武家方の棟梁として活躍した。しかし、松尾城は依然として南信濃の小笠原氏の中心根據地であった。その後、小笠原氏は、松尾家を宗家として、飯田、鈴岡、久米、羽場、溝口、大井（佐久）、塩崎（更級）、伊豆木等の諸家に分れて繁栄した。

政康の子宗康は、鈴岡にあったが、室町時代文安頃（一四四四）井川の従兄持長と、亡父政康の遺領並びに惣領職を争って戦い、水内郡漆田原に敗死した。これより先、宗康は万一を慮って、松尾城の弟光康に惣領職と所領を譲っていたので、幕府は光康をして信濃守護職とし所領を安堵せしめた。光康は鈴岡家の政秀（政員）を後見し、関東に出陣して足利成氏を攻め、井川の持長の子清宗を討った。

また、政秀は長ずるに及んで父の仇を報いようとししばしば松本平に出兵した。文明五年（一四七三）信濃守護職に補せられ、遠江に出陣したり、光康の子家長を攻めた。

しかし、家長の子定基が家督をつぐや鈴岡に譲った伝来の古書類、所領を奪い返そうと策し、政秀を松尾城に、その子長貞を名古屋に誘致して目的を果した。その後、定基は東海方面に出陣する等目覚しい活躍をしたが、定基の死後は振わず、深志家の長棟、その子長時が、伊那郡に攻入り、遂に松尾城を陥れて、定基の子貞忠を甲斐に逐い、同城を陥して長時の弟信定を擁立して鈴岡家を復興せしめた。

しかし天文三年（一五五四）八月武田晴信は、伊那郡を攻略するや、信定を逐い、貞忠の子信貴を松尾城主となし、鈴岡城をその支城とした。これより、松尾家は、小笠原氏の中核に立ち戦乱で荒廃したこの地の復興に努めたが、やがて天正一八年（一五八〇）八月信貴の子信嶺が武蔵本庄に移封されて、松尾城は鈴岡城と共に廃城となった。

菅平唐沢岩陰遺跡

所在地 小鼻郡真田町長字十ノ原二七八―二四四
交通 国鉄 信越線上田駅

現状においては、三の丸は著しく変貌し、その輪郭を詳細に知るに困難であるが、三の丸と一の丸との間に現在最も明瞭に遺っている相の堀とその南に連なる二の丸と内堀・本丸の地域が地型をよく遺している。

根子、四阿の山麓を開折している諸川の一つに唐沢（ダボス川）があり、この溪谷に、唐沢岩陰遺跡が存在している。その位置は、名勝「唐沢の滝」の一〇〇メートル下流東側の標高二二四〇メートル地点で、小鼻郡真田町長字十ノ原二七八―二四四番に当たっている。



根子岳の溶岩流の末端は二二〇〇メートルの等高線付近に達している。唐沢岩陰はその溶岩流末端の塊状節理の剥離によって、オーバーハンドした岩壁が形成されたもので、岩壁の幅は約一五メートル、高さは五〜六メートル程度、北側の縁は大きく崩壊して岩壁総幅の三分の一を埋没させている。岩陰直下と前面には弱落した岩塊と土壌が堆積し、奥行九メートル、高さ二メートルのエプロンをつくる。エプロンの最上部からもつとも張り出した岩庇までの高さは四・六メートル、奥壁から岩庇縁まで多い部分で二・四メートル、中央部では二メートル弱の張り出しが認められる。

エプロンの堆積状態は、岩壁から崩落した大きな岩塊で主体部が形成され、その間隙、裂け目を褐色土壌がうめ、その上面を黒色土壌が二〇〜四センチの厚さに被っている。昭和三十八年の調査においては、遺物包含層に明瞭な層位は認められなかったが、土師器から縄文前期中葉までの一群は、黒色土から褐色土上土にかけて混然と包含

れ、縄文前期初頭乃至早期の一群はそれ以下に、検出される程度の區別はみとめられた。平面的な分布は奥陸中央に接したところで、厚くて広い灰層があり土器・石器の他に多量の獣骨・骨角器及び魚骨を遺存させていた。土器のうち、縄文土器は早期乃至前期初頭の押型文、結繩体庄痕文、貝殻条痕文土器、前期の刺突文帯土器・羽状縄文土器、後期・晩期土器、弥生土器は中期・後期土器、土師器、石器は打製石鏃・石錐・石匙・石斧・石棒石器・糸巻き状石器・磨製石鏃・磨瓦

土口將軍塚古墳

所在地 更埴市土口北山・長野市松代町岩野
交通 国鉄信越線、屋代駅

本古墳は、更埴市土口と長野市松代町岩野との境をなす、妻女山から西方に派出した支脈の突端に位置を占めている前方後円墳である。

海抜高度は四五三メートル、平地水田面からの比高九三メートルで、西南に展開する千曲川を挟んでの広い更埴市の沖積地に臨んでおり、古式古墳としての典型的な立地をとっている。

山の尾根を利用した、いわゆる丘尾切断により築造されたもので、前方部は東方の高地向けて設け、後円部を低地に位置させている。規模は全長七〇メートル、前方部端の幅三六メートル、高さ六・五メートル、後円部はその大半が盛土しての築造で、径三七メートル、同高さ七・五メートルが計られる。

前方部と後円部の接合部の纏れ目は明瞭で、上面は最も低く、これ

礫器状石器・骨角器は裝飾付鹿角垂飾、ヘヤビン状骨器、肉刺し状骨器・骨匙・牙鏃・角鏃・柄骨中にはシカ・イノシシ・クマなどの大形獣骨がある。

本岩陰遺跡の意義は菅平に存在する幾つかの岩陰遺跡中最大の規模をもち、出土遺物量において群を抜いている点、及び遺物中において弥生土器の多量に存在するところから、同時代における狩猟民の存在を推察させる点にあらう。



から前方部突端近くで高まりを見せている。また、前方部では、墳上から四・五メートル下の両側に、一条の狭い平坦面があって、後円部では墳頂から五メートル下の周囲を取巻く狭い平坦面に続き、有段であつたことを示し、ここから円筒墳輪破片が出土している。

内部主体は、後円部主軸上に竪穴式石室が設けられていたようであるが、明治初年の盗掘にあい、その規模の詳細は一切不明である。現

倉科將軍塚古墳

本墳は、更埴市倉科北山（生置南山）の山上にある。同所は、同市坂山から西南に派出した支脈の突端に近い海拔五四九・八一メートルの山上で、平地水田面からの比高一九四メートルという高処である。

ここからは、南山下に倉科・森の集落全体を、北山下に生置の集落を、更に西方には糸黒遺構をもつ水田地帯を見わたすことができる。

また、この水田地帯を距てて、史跡森將軍塚古墳を指呼の間に見、千曲川を距てては川柳將軍塚古墳が望見でき、古式古墳築造には好適な環境といふことができる。

本墳は、山の尾根を利用した、丘尾切断になる前方後円墳で、前方部を山の手に向けている。全長は七八メートルで、前方部端の最大幅は四六メートル、同高さ六・五メートル、後円部は殆んどが盛土になるもので、径四二メートル、高さ八メートル余を計る。縦れ部は明確で、

在後円部には当時の盗掘坑があって、長さ約九メートル、幅四・五メートルほどの不正楕円形の窪地となつている。

副葬品、その他の出土遺物については、滑石製刀子と形象墳輪破片が知られている。墳輪の内容は、鳥・動物・人物である。

本墳の保存状態は良好で、問題を認めないが、内部主体の精査と、盗掘によつて生じた凹地の復元が望まれる。

所在地 更埴市倉科北山（生置南山）
交通 国鉄信越線屋代駅

ここから前方部端に向つて拡がる両側線は直線で、横断面は正確な台形である。墳丘裾近くに一条の平坦面が残り、ここから円筒墳輪破片が出土している。

主体部のある後円部は明治時代に盗掘にあい、その跡が主軸に沿つて長さ約一〇メートル、幅四メートルの窪地となり、更にその中央は長さ七メートル幅一・五メートル、深さ一・三メートルの溝状になつている。窪地には安山岩の板石が掘り出され、散在しているので、同所にはおそらく、割石小口積みになる竪穴式石室が設けられていたものと考えられる。

なお、盗掘ころは前方部の中程にも穿たれ長さ七・五メートル、幅一・五メートル深さ〇・五メートルの窪地となつて残つている。このため、今後は内部主体の精査と、盗掘ころの復元が必要であらう。



長野県天然記念物

御代田のヒカリゴケ

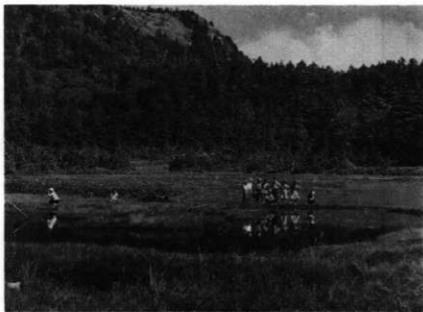
所在地 北佐久郡御代田町大字御代田字坪ノ内
交通 信越線御代田駅

千曲バス経井沢線（佐久市野沢と経井沢）の小田井学校前停留所から県道小諸と借宿線に入り一三〇メートルで久保沢橋を渡り三三メートルのところから左へ二九・五メートルのところは北向きの絶壁がある。ここに間口五・五メートル、奥行八・五メートル、中間三・四メートル、高さ〇・八メートルと〇・九メートルの洞穴がある。約二五度の傾斜でさがっている洞穴の一メートル程入ったところから側面・上面にヒカリゴケが繁殖している。ヒカリゴケ（ヒカリゴケ科・ヒカリゴケ属）は一七八〇年頃イギリスで初めて発見されジクソン氏によって学会に発表された。我が国では一九一〇（明治四三年）野沢中学校（現野沢北高校）小山海太郎教諭によって佐久市岩村田上の城から発見された。その後県下で多く発見され県外では、群馬県・栃木県・北海道においても発見されている。ヒカリゴケは、亜高山帯から低地までの洞穴や石垣の間の薄暗い湿った土に群生する。ヒカリゴケは、自ら光を発するものではなく太陽の陰光を強く反射するものである。この光を反射する部分は普通の群体でなく、胞子の発芽によってできた糸状体の球状の細胞である。この細胞の内部には透明な液体が含まれ、そのうしろに葉緑体がある。葉緑体には光の来る方向によって位置を変化する特性があつて何時も光に対して直角に配列している。ヒカリゴケは、他の緑色植物の発生することの出来ない光の弱いところ

に発生して空気中の炭酸ガスを分解して同化作用を営んでいる。御代田のヒカリゴケは、一九六九年（昭和四四年）五月御代田小学校三溝教二教諭が自然観察の際みつけたものである。



四十八池湿原



所在地 下高井郡山ノ内町
交通 長野電鉄湯田中駅

この四十八池湿原は、志賀山、鉢山に囲まれた標高一八八〇メートルの所に位置する泥炭形成植物の発生する高層湿原である。

湿原のおもな植物は、ミズバショウ、ヒメシヤクナゲ、ミズギク、ワタスゲ、ミカズキグサ、キンコウカ、リュウキンカ、モウセンゴケなどである。池は大小二〇数個からなり高層湿原のサクセツションを学ぶうえで大切な場所である。ミズゴケ類には、アカミズゴケ、ミヤマミズゴケ、ワタミズゴケ、ムラサキミズゴケ、イボミズゴケ、アオモリミズゴケ、アオモリミズゴケSP、ホソバミズゴケなどの八種類も多産している。動物では、モリアオガエル、クロサンショウウオが池沼に産卵し周囲の樹林にはホンガラス、ウソ、メボソなど繁殖している。またカホジロトンボもおり、亜高山帯の特殊動物が多い。



田ノ原湿原

所在地 下高井郡山ノ内町平穩
交通 長野電鉄湯田中駅

この田ノ原湿原は、約八万平方メートルの湿原で標高一六一〇メートルの所に位置する泥炭形成植物の発生する高層湿原である。

湿原は全体として西より東にむかって緩傾斜して西部隆起域はタマガサやスギゴケにおおわれている。東部低地にむかつては、次第に湿潤化し湿地性植物が繁茂している。北部丘陵地には小溝があり角間川に排水している。この付近には安山岩塊が露出している。

湿原の主な植物は、ヒメシヤタナゲ、ワタスゲ、ゴバギボウシ、ヒオウギアヤメ、ミカズキグサ、リュウキンカ、キンコウカなどの湿原植物とモウセンゴケ、スギバミゴケ、アカミズゴケ、ミヤマミズゴケ、ヒメミズゴケ、アオモリミズゴケ、アオモリミズゴケSP・ミタミズゴケ、ホンバミズゴケなどのミズゴケなどであり、これらは厚い泥炭層の中に自生している。

動物では、カホジロトンボ、クロサンショウウオなどが沼に繁殖分布している。

穴沢のクジラ化石

所在地 東筑摩郡四賀村大字取田字大平二二三六の一
交通 篠ノ井線田沢駅

本化石は、昭和十一年十二月十三日、穴沢川の左岸崩壊個所で砂防工事実施中に発見されたものである。化石は発見後、現地に自然状態のまま、保存され、現在に至っている。化石は、クジラ類の脊椎骨の連続したものの十二個と左側の肋骨二個、右側の肋骨六個と他に棒状の骨片一個である。脊椎骨の配列状況から、頭部が北北東で尾部が南南西に、地層面にはほぼ添って、胸、腹部を主として露出している。頭部の化石は欠けている。各脊椎骨は、突起部はいくぶん観察されるにすぎない。椎間盤は一部に観察されるのみである。各椎体の測定値は、次のとおり十二個はほぼ連続している。

| 番号 | 縦 | 横 |
|----|----|----|
| 1 | 19 | 12 |
| 2 | 22 | 14 |
| 3 | 23 | 15 |
| 4 | 21 | 15 |
| 5 | 20 | 17 |
| 6 | 20 | 17 |
| 7 | 18 | 18 |
| 8 | 18 | 18 |
| 9 | 16 | 19 |
| 10 | 15 | 17 |
| 11 | 15 | 19 |
| 12 | 15 | 19 |

左側肋骨は二本で、その長さはそれぞれ七〇と一〇センチメートルでその横断面はやや扁平な楕円形である。脊椎骨に接触する部分は詳しく観察できない。右側肋骨は六本でやや扁平な棒状である。脊椎骨との接触部は観察されない。各測定値は次のとおりである。

化石の主要部はやや横転しているものと判定される。種名については八木貞助氏はその形態から歯タジラであるとされている。現標本では

| 番号 | 長さ | | 短径 (断面) |
|----|------------|----|------------|
| | 長さ (断面) | cm | |
| a | 100 | 10 | |
| b | 70 | 7 | |
| c | 44 | 9 | 4 |
| d | 68 | 8 | 3 |
| e | 68 | 14 | 9 |
| f | 86 | 6 | 3 |
| g | 82 | 4 | 3 |
| h | 30 | | |
| 骨片 | 70 | 13 | 5 |

頭部を欠損していることで、種名を決定することは困難で目下検討中である。本地域の地質は、本間不二男氏の別所層・東筑摩郡誌の別所累層の発



達するところである。岩質は主に暗灰色頁岩からなり、層理が発達し、厚さ数センチメートルの葉片状に砕けやすい。稀に直径二〇センチメートルのひん岩又は流紋岩の火山岩層を含んでいるところである。頁化石は各所に産出するが保存はあまりよくない。本地層の地質時代は、新生代新第三紀中新世中期(約二〇〇万年前)とほぼ推定される。本地域の地質構造は、中川と錦部部落を結ぶほぼ南北の

戸隠神社奥社社叢

所在地 上小内郡戸隠村
交通 川中島自動車バス戸隠奥社入口

背斜構造の西翼部になっている。本露頭付近の地層の走向は西北七〇度、傾斜北西三十五度である。別所層層の上部で、本地域の西方三〇〇メートル付近から岩相が粗粒砂岩又は細粒岩質となり、青木層層になる。本化石のようにタジラの形態をよく示す化石が、現地にそのまま保存されていることは、我が国でも極めて稀な貴重な資料である。



この社叢は、約五十一ヘクタールの森で一部分にスギの植林があるほかはウラジロモミ、イチイなどの針葉樹を交え、大部分はハルニレ、シナノキ、ミズナラ、トチ、オオヤマザクラ、ブナ、ハンノキ、ヤチダモなど、目通りを直径六〇〜一〇〇センチメートルの原始林的社叢を中心とする地帯である。下草としてはヤリジソカンアオイ、ウスバサイシンをはじめ、クリンソウ、オオウバユリ、ペンペナ、ヤマシヤタヤク、ミズバショウ、ユリワサビなどの珍しい植物が多く、中でもチシマザサ、ヒメアオキ、オオイタドリ、ハイイヌツゲ、エゾユズリハなど裏日本系の植物もあり、随神門からの参道をはさんで五〇〇メートルにわたって三〇〇数本のスギが美しい並木をつくっている。水中にはモリアオガエル、タゴガエルなど南方系のカエルやクロサンショウウオ、ハコネサンショウウオが繁殖し、樹林にはタロジ、ゴジョウウカラ、ヒガラ、ホトトギス、ジウイチ、カッコウ、ツツドリ、アオゲ

種の野鳥が繁殖しており日本有数の小鳥の繁殖地である。

下北尾のオハツキイチョウ

所在地 上水内郡小川村下北尾
交通 信越線長野駅



このイチョウは、北沢忠志氏の所有で樹勢が盛んである。葉のふちに胚珠が付いていてやがて銀杏がなるが必ずしも完全なものではない。しかし、全部そのような奇形を示すものでもなく、この

木は約一五パーセント奇形ができていた葉のふちに胚珠のできるのはソテツが心皮(葉)のふちに胚珠をつけることに似ている。また、葉が胚珠を包んだ形が被子植物の子房に相当することを思い合わせるとソテツ、イチョウ、被子植物の三つはそれぞれ類像関係にあることを示すものである。

イチョウは、イチョウ科イチョウ属で東洋の特産、世界中に一科一属一種という特異な雌雄異様の落葉高木である。生きた化石ともいわれ、中生代の初めに姿を現わし、一時は何十種類もが世界中にはびこったが、新世代に入ると次第に衰え始め、一種類だけが中国に生き残ったといわれている。わが国には化石で発見されているが自生はみられない。みな中国から渡来したもので神社・寺院・公園などには巨木、名木が多い。この木は、葉のふちに胚珠がついていることからオハツキイチョウと呼ばれている。

塚本のビヤクシン

所在地 長野市若穂川田一〇八
交通 長野電鉄信濃川田駅

ビヤクシンは、ヒノキ科イブキ属の常緑高木で単にイブキともいわれ、イブキは伊吹山（滋賀・岐阜両県境の山）で命名されたのに由来する。分布は、本州、九州、四国の海岸地方の向陽の潮風にあたるところに自生するものであるが、カマクラビヤクシンとかイブキビヤクシンなどと呼んで庭木として広く栽植されている。時には山上に自生



するが、多くは庭園や社寺境内に栽植され、本指定木のように高木になることもある。県内にビヤクシンの巨木は数本知られているがそのうち最も大きく（樹高二十五メートル、幹囲四・四八メートル）樹姿樹勢ともにすぐれたものである。

毛無山の球状花こう岩

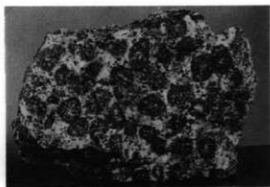
所在地 下伊那郡喬木村九二一五の七
交通 飯田線上郷駅

球状花こう岩の露頭は、毛無山の山腹（海拔八二〇メートル）の尾根より東面に下った沢の面より、わずかに二メートル余の崖をなし、約一五メートルの高さで終っている。球状花こう岩の最も集中している部分は、下部の約五メートル間で、その上部は不完全な球状花こう岩である。この付近一帯は、花こう片麻岩又は片状花こう岩からなる。特に毛無山地域一帯は角閃花こう岩の分布区域である。

球状花こう岩は角閃花こう岩体の一部に、多量の球顆を集合している部分で、周囲の角閃花こう岩とは漸移している。母岩の角閃花こう岩は灰白色中粒粗粒の花こう岩構造をなしているが、ところによっては、片状構造を示している。この岩石の主成分鉱物は、石英（五ミリメートル以下）正長石（七〜八ミリメートル半白形）斜長石（数ミリメートル半白形）角閃石（一〜一〇ミリメートル柱状）黒雲母（一ミリメートル以下）からなる。副成分鉱物は黒雲母・磁鉄鉱・磷灰石・ジルコン等である。

球状花こう岩の構造は、一般に楕円体をなし、ときに正しい球体をなす。その大きさは平均直径四・五センチメートルで大きなものは六〜七センチメートルに及んでいる。球体は中心に長石が集中し核をなすものと、核のないものがある。核のあるものは、黒雲母及び角閃石が放射状に配列し、一見菊花状をなしている。種には細粒有色鉱物の

同心状帯を有するものがある。核のないものは、中央部の鉱物配列が甚だ不規則である。球状体と母岩との境は一般に明瞭で、球体を分離することができぬ。中央部の主成分鉱物は正長石、斜長石、角閃石、黒雲母で副成分鉱物は磷灰石、ジルコン等である。二次鉱物として、白雲母陶土・緑泥石等である。周縁部は、角閃石、黒雲母共存し、黒雲母は著しく緑色に変化した部分を伴い、節状構造となる。成因については、花こう岩漿が局部的原因によって、不規則な冷却が岩体中に生じこのような球状分離体を生じた。岩漿冷却して凝固するとき、早く晶出した塩基性斜長石を核として、有色鉱物が放射状晶出をなしたもののようである。



長野県指定文化財

長野県教育委員会告示

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次の有形文化財及び記念物を、長野県史、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和37年7月12日

長野県教育委員会

1 長野県史に指定するもの

| 名 称 | 員数 | 構造及び形式 | 所 在 の 場 所 | | | | 所 有 者 | |
|--------------|----|---|-----------|----|----|---------|-------------------------|------|
| | | | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 住 所 | 氏 名 |
| 小菅神社 奥社本殿 | 1棟 | 桁行四間、梁間四間、 入母屋造 妻入、後部両廂内に入 る 銅板葺 附宮殿二基 | 飯山市 | 瑞穂 | 内山 | 7,103番地 | 飯山市大字瑞穂 香地字内山7,103番地 | 小菅神社 |

社会教育課

○長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県史又は長野県天然記念物に指定する。

昭和41年1月27日

長野県教育委員会

長野県史に指定するもの

| 名 称 | 員数 | 所 在 の 場 所 | | | | 所 有 者 | |
|--|----|-------------|----|-----|--------|--------------------------------|--------|
| | | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地 番 | 住 所 | 氏 名 |
| 若一王子神社三重塔 | 1基 | 大町市 | 大町 | | 2,097 | 大町市大字大町 2,097 | 若一王子神社 |
| (付属) 宝暦5年 文化5年 文政12年 安政6年 各棟札 | 4枚 | " | " | | " | " | " |
| 天正寺三重小塔 | 1基 | " | " | | 4,729 | 大町市大字大町 4,729 | 天正寺 |
| 筑摩神社拜殿 | 1棟 | 松本市 | 筑摩 | | | 松本市大字筑摩 | 筑摩神社 |
| (付属) 慶長15年 嘉永6年 各棟札 | 2枚 | " | " | | " | " | " |
| 大宮諏訪神社本殿 | 1棟 | 北安曇郡 小谷村 | 中土 | 宮の番 | 13,722 | 北安曇郡小谷村 大字中土字宮の 下 13,680 | 大宮諏訪神社 |
| (付属) 元和5年 元禄13年 享保9年 各棟札 | 3枚 | " | " | " | " | " | " |

| 名 称 | 員数 | 所在の場所 | | | | 所有者 | |
|---|----|-------|----|---|-------|-----|-----|
| | | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 住所 | 氏名 |
| 日中込学校校舎 | 1棟 | 佐久市 | 中込 | | 1,877 | 佐久市 | 佐久市 |
| (付属) 建築関係文書 学校新築請負書 学校新築請入費調帳 新築入費測定帳 | 3点 | " | " | " | " | " | " |

社会教育課

○長野県教育委員会告示第12号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県に指定する。

昭和41年10月3日

長野県教育委員会

| 名 称 | 員数 | 構造及び形式 | 所在の場所 | | | | 所有者 | |
|--|----|---|------------|----|-----|---------|---------------------------|-----|
| | | | 郡町名 | 大字 | 字 | 地番 | 住所 | 氏名 |
| 大英寺 本堂 (もと真田信之夫人) 大運院霊殿 表門 | 2棟 | 桁行五間、梁間五間、入母屋造、向拝一間、棧瓦葺 附 板絵著色三十六歌仙図36枚 寛永元年の記がある。 四脚門、切妻造、棧瓦葺 | 埴科郡 松代町 | 松代 | 表榮町 | 1,314の1 | 埴科郡松代町 大字松代字表榮町1,314の1 | 大英寺 |
| 真田信重霊屋 表門 | 1棟 | 方三間、宝形造、向拝一間、鉄板葺（もと茅葺） 附 前机 1基 慶安元年十二月二十三日の記がある。 銅製燈籠 2基 慶安二年二月二十三日の記がある。 | 埴科郡 松代町 | 西条 | 十二原 | 904 | 埴科郡松代町 大字西条字十二原 904 | 西条寺 |
| 林正寺 本堂 (もと真田信政霊屋) 表門 | 2棟 | 桁行三間、梁間四間、入母屋造、正面千鳥破風、向拝一間、軒唐破風付、棧瓦葺 四脚門、切妻造、棧瓦葺 | 埴科郡 松代町 | 清野 | 中沖 | 947 | 埴科郡松代町 大字清野字中沖 947 | 林正寺 |
| 真田信之霊屋及び表門 | 2棟 | 霊屋 桁行三間、梁間四間、入母屋造、正面千鳥破風、向拝一間、軒唐破風付、棧瓦葺 表門 四脚門、切妻造、棧瓦葺 | 埴科郡 松代町 | 松代 | 田町 | 1,576の1 | 埴科郡松代町 大字松代字田町 1,015の1 | 長国寺 |

| 名 称 | 員数 | 構造及び形式 | 所在の場所 | | | 所有者 | |
|---------------------------|----|---|------------|-----|-----------|-------------------------------|-------|
| | | | 郡町名 | 大字 | 字 地 番 | 住 所 | 氏 名 |
| 真田信弘霊屋及び表門 | 2棟 | 霊屋 方三間、宝形造、向 拝一間、棧瓦葺 表門 四間門、切妻造、棧 瓦葺 | 埴科郡 松代町 | 松代 | 町1,576の1 | 埴科郡松代町 大字松代字田 町 1,015の1 | 長 園 寺 |
| 長 園 寺 開 山 堂 (もと真田幸道霊屋) | 1棟 | 方三間、宝形造、向拝一間、 棧瓦葺 | 埴科郡 松代町 | 松代 | 町1,576の1 | 埴科郡松代町 大字松代字田 町 1,015の1 | 長 園 寺 |
| 開 善 寺 経 藏 | 1棟 | 方三間、宝形造、茅葺、も こし付、もこし棧瓦葺 附 禪札 1枚 慶安三年の記がある。 | 埴科郡 松代町 | 西 条 | 東六鹿 3,671 | 埴科郡松代町 大字西条字東 六鹿 3,671 | 開 善 寺 |

社会教育課

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県立、長野県天然記念物及び長野県史跡に指定する。

昭和44年5月15日

長野県教育委員会

| 名 称 | 所在の場所 | | | | 所有者 | |
|-----------|--------------|-----|-----|--------|-------------------------------|-------|
| | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地 番 | 住 所 | 氏 名 |
| 木造阿弥陀如来坐像 | 下高井郡 山ノ内町 | 佐 野 | — | 959番 | 下高井郡山ノ内町 大字佐野 959番地 | 興 隆 寺 |
| 絹本着色香林和尚像 | 木曾郡 大桑村 | 須 原 | 定勝寺 | 831番の1 | 木曾郡大桑村 大字須原字定勝寺 831番地の1 | 定 勝 寺 |
| 絹本着色貴山和尚像 | " | " | " | " | " | " |
| 絹本着色玉林和尚像 | " | " | " | " | " | " |
| 絹本着色天心和尚像 | " | " | " | " | " | " |
| 絹本着色木曾義元像 | " | " | " | " | " | " |

社会教育課

○長野県教育委員会告示第14号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝に指定する。

昭和46年12月20日

長野県教育委員会

| 名 称 | 構造及び形式 | 棟数 | 所在の場所 | 所有者の名称及び住所 |
|-------------|--------------------------|----|---------------------------|------------------------|
| 旧長野県師範学校教師館 | 木造、漆喰塗、二階建、寄棟造檜瓦葺、玄関ポーチ付 | 1棟 | 長野市大字上ヶ屋 麓原2,471番1,123 | 長野市県町524番地 北野建設株式会社 |
| 旧ダニエルノルマン邸 | 木造二階建、鉄板葺 | 1棟 | 長野市大字上ヶ屋 麓原2,471番1,123 | 長野市県町524番地 北野建設株式会社 |

文 化 課

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和47年3月21日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定するもの

| 名 称 | 員数 | 所在の場所 | 所有者住所氏名 |
|---------------|----|------------------------|---|
| 木造千手観音立像 | 1尊 | 松本市大字入山辺東桐原 1,940番地 | 松本市大字入山辺1,940の□海岸 寺千手観音保存会 理事長 鎌倉 盈 |
| 瑠林正秋住西岸寺京城踏山疏 | 1幅 | 上伊那郡飯島町大字本郷 1,724番地 | 上伊那郡飯島町大字本郷1,724 宗教法人 西岸 寺 |

2 長野野史跡に指定するもの

| 名 称 | 所在の場所 | 地目面積 | 所有者住所氏名 |
|---------|-------------------------|-----------|----------------------------------|
| 鳥羽山洞穴遺跡 | 小県郡丸子町大字腰越字鳥羽山 429番地 | 原野 10a | 小県郡丸子町大字腰越 深山諏訪神社総代 滝沢 重一郎 |

3 長野県天然記念物に指定するもの

| 名 称 | 所在の場所 | 地目面積 | 所有者住所氏名 |
|-----------|--------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 御代田のヒカリゴケ | 北佐久郡御代田町大字御代田字 坪ノ内2,834の5番地 | 山林 36m ² | 北佐久郡御代田町大字御代田 1,805 尾台 茂雄 |

文 化 課

○長野県教育委員会第4号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝に指定する。

昭和47年4月27日

長野県教育委員会

| 名 称 | 員数 | 所在の場所 | 所有者住所氏名 |
|---|------|------------------------|-------------------------------|
| 林家住宅 木造二階建 一部 三階枕瓦葺 付 棟札 1枚 明治十四年巳五月吉日ノ記アリ 家普請請留記 1冊 明治十四年巳五月吉日ノ記アリ | 1棟 | 木曾郡南木曾町 吾妻2,187番地ノ1 | 木曾郡南木曾町 吾妻2,187ノ1 林 文 二 |
| 真 田 家 文 書 | 381点 | 長野市松代町松代1番地 | 長野市緑町1,613 長 野 市 |

| 台帳番号 | 差 出 | 年 月 日 | 宛 書 | 形 状 | 大 小 寸 (縦) (横) |
|------|-----------------|--------------|------------------------|--------|------------------|
| 1 | 吉 3 豊 臣 秀 吉 条 目 | 天 正 17.11.24 | 北 条 左 京 大 夫 | 雜 紙 | 35.7 — 23.0 |
| 2 | 4 徳 川 家 康 書 状 | (慶 長 5) 7.24 | 真 田 伊 豆 守 | 折 紙 | 18.5 — 54.5 |
| 3 | 5 " | 慶 長 5. 7.27 | " | " | 23.5 — 67 |
| 4 | 6 " | (") 8.21 | " | " | 18.5 — 54.5 |
| 5 | 7 " | (") 9. 1 | " | " | 18.5 — 54.5 |
| 6 | 8 " | (天正17) 11.10 | 真 田 源 三 郎 | " | 31.5 — 50 |
| 7 | 9 " | 11. 6 | 真 田 伊 豆 守 | " | 18.5 — 54.5 |
| 8 | 10 徳 川 秀 忠 書 状 | 3.29 | " | " | 18.5 — 54.5 |
| 9 | 11 " | (慶長4)後 3.25 | " | " | 18.5 — 54.5 |
| 10 | 12 " | (慶長5) 6.17 | " | " | 18.5 — 54.5 |
| 11 | 13 徳 川 秀 忠 書 状 | (慶長5) 8.23 | 真 田 伊 豆 守 | 折 紙 | 18.2 — 52.5 |
| 12 | 14 武 田 勝 頼 条 目 | 6. 7 | 真 田 安 房 守 | 雜 紙 | 32 — 139 |
| 13 | 15 (武田氏書状) | | 真 田 弾 正 忠 | 堅 紙 | 32.5 — 29 |
| 14 | 16 武 田 勝 頼 書 状 | 5.28 | " | " | 30.5 — 39.5 |
| 15 | 17 豊 臣 秀 吉 書 状 | (天正14) 11.21 | 真 田 安 房 守 | 折 紙(半) | 18.5 — 52 |
| 16 | 18 " | (") 10.17 | " | 折 紙(半) | 22.5 — 54 |
| 17 | 19 " | (天正18) 4.10 | " | 折 紙 | 23 — 66.5 |
| 18 | 20 " | (天正17) 11.21 | " | " | 46 — 64.5 |
| 19 | 21 " | (天正18) 4.29 | " | " | 46 — 65 |
| 20 | 22 " | 11.18 | " | 折 紙(半) | 173 — 36 |
| 21 | 23 " | (天正18) 4.14 | 真 田 安 房 守 ・ 同 頼 三 郎 | 折 紙 | 23.1 — 66 |
| 22 | 24 " | (") 4.11 | " | " | 46 — 66.5 |
| 23 | 25 " | (天正17) 7.10 | 真 田 伊 豆 守 | " | 23.1 — 65.5 |
| 24 | 26 豊 臣 秀 次 書 状 | 4. 9 | 真 田 源 三 郎 | " | 23 — 66 |
| 25 | 27 " | (天正18) 3. 8 | " | " | 36.5 — 54 |
| 26 | 28 " | 8. 7 | " | " | 36 — 53 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|------|--------|-------|--------------|--------|-------------|----|----------------|
| 27 | 29 | 真田昌幸 | 書状 (慶長5) | 3.13 | 真田伊豆守 | " | 29.8 - 55.7 |
| 28 | 30 | " | (慶長16) | 4.27 | 豆州 | " | 32 - 46.5 |
| 29 | 31 | " | | 3.25 | " | " | 33.5 - 46 |
| 30 | 32 | 真田信之 | 書状 | 7.25 | " | 堅紙 | 34.5 - 48.5 |
| 31 | 33 | " | | 12 | " | " | 32.5 - 43.5 |
| 32 | 34 | " | 即時 | | " | " | 31.5 - 45 |
| 33 | 35 | 真田信政 | 書状 | 6.21 | " | 折紙 | 16.3 - 46.2 |
| 34 | 36 | 真田昌幸 | 判紙 | | | " | 17 - 50 |
| 35 | 37 | 真田信之 | 年貢請取 | 亥 12.1 | 平林利右衛門 | 切紙 | 34 - 17.5 |
| 36 | 38 | 豊臣家 | 五奉行連署状 (慶長5) | 7.29 | 真田安房守 | 離紙 | 16 - 111 |
| 37 | 39 | " | (") | 8.2 | " | " | 18 - 103 |
| 38 | 40 | " | (") | 8.1 | " | 折紙 | 32 - 46 |
| 39 | 41 | 毛利輝元 | 書状 (") | 7.29 | " | " | 35.2 - 51 |
| 40 | 42 | 宇喜多秀家 | 書状 (") | 7.29 | " | " | 32 - 47 |
| 41 | 43 | 豊臣家 | 五奉行連署状 (文禄3) | 1.4 | 真田伊豆守 | " | 32.2 - 50 |
| 42 | 44 | " | (慶長5) | 7.17 | 真田安房守 | " | 32.7 - 48.5 |
| 43 | 45 | 石田三成 | 書状 (") | 7.晦 | 真田房州 | 離紙 | 15 - 206 |
| 44 | 46 | 大谷吉隆 | 書状 (") | 7.晦 | 真田安房守・同右二門佐 | " | 16 - 97 |
| 45 | 47 | 石田三成 | 書状 (") | 8.5 | 真田房州左二門佐 | " | 15 - 135 |
| 46 | 48 | 上杉景勝 | 書状 (") | 8.25 | " | " | 15.8 - 131.5 |
| 47 | 49 | 本多正朝 | 書状 (慶長16) | 6.13 | 真田伊豆守 | 堅紙 | 34 - 50.5 |
| 48 | 50 | 城和泉守 | 書状 (") | 6.16 | 真豆州 | 折紙 | 17.5 - 51 |
| 49 | 51 | 井伊直政 | 書状 | 7.6 | 真田伊豆守 | " | 35 - 51.5 |
| 50 | 52 | 備口人数 | 目録 (慶長5.8) | | | 離紙 | 16 - 217.5 |
| 51 | 53 | 幕府老臣 | 連署状 (享保10) | 5.25 | 真田伊豆守 | 折紙 | 19.6 - 52.7 |
| 52 | 54 | 徳川吉宗 | 朱印状案 (") | 9.29 | " | 堅紙 | 46 - 65.8 |
| 53 | 58 | 幕府老臣 | 連署状 (慶長15)壬 | 2.晦 | " | 折紙 | 35.3 - 51 |
| 54 | 59 | " | (寛永14) | 12.3 | " | " | 40.5 - 56 |
| 55 | 60 | " | (明暦3) | 5.19 | " | " | 20.3 - 56.5 |
| 56 | 61 | " | (寛永13) | 2.晦 | " | " | 40.5 - 56 |
| 57 | 62 | " | (承応1) | 4.6 | " | " | 20.3 - 56 |
| 58 | 63 | " | | 3.28 | " | " | 20.3 - 56 |
| 59 | 64 | " | (万治1) | 7.24 | 一当齊 | " | 20.3 - 56 |
| 60 | 65 | " | (") | 7.23 | " | " | 20.3 - 56 |
| 61 | 66 | " | (") | 9.19 | " | " | 20.3 - 65 |
| 62 | 68 | 軍陣法書 | (寛永15) | 4.20 | " | 折本 | 27.5 - 16 |
| 63 | 2 | | 寛永 15 3.7 | | | " | 26.4 - 16 |
| 64 | 70 | 藤田信長 | 書状 | 11.20 | 不識庵 | 離紙 | 18.8 - 196.5 |
| 65 | 72 (1) | 徳川家光 | 黒印状 | 9.8 | 真田伊豆守 | 折紙 | 23 - 63 |
| 66 | (2) | " | | 9.7 | " | " | 22.2 - 62 |
| 67 | (3) | " | | 9.7 | " | " | 23 - 63 |
| 68 | (4) | " | | 9.7 | " | " | 22.3 - 63 |
| 69 | (5) | " | | 5.3 | " | " | 22.3 - 63 |
| 70 | (6) | " | | 5.3 | " | " | 23 - 66 |
| 71 | (7) | " | | 5.3 | " | " | 23.3 - 66 |
| 72 | (8) | " | | 5.3 | " | " | 22.8 - 63 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|----------|--------|-----------------|---------------|---------------|---|-------|----------------|
| 73 | (9) | " | 9. 7 | " | " | " | 22.8 — 63 |
| 74 | (10) | " | 9. 7 | " | " | " | 23 — 63 |
| 75 | (11) | " | 5. 3 | " | " | " | 23 — 63 |
| 76 | (12) | " | 5. 3 | " | " | " | 23 — 63 |
| 77 | (13) | " | 9. 7 | " | " | " | 23.3 — 66 |
| 78 | (14) | " | 5. 3 | " | " | " | 23 — 63 |
| 79 | (15) | " | 9. 7 | " | " | " | 23 — 63 |
| 80 | (16) | " | 5. 3 | " | " | " | 23 — 63 |
| 81 | 73 | 真田信政 遠書 | (万治1) 2. 2 | | | 離紙 | 28.5 — 24.6 |
| 82 | 74 | 真田信弘 定書 | 享保 17. 8. 3 | 町 奉 行 | | " | 40 — 147 |
| 83 | 75 (1) | 真田信安 条目 | 元文 5. 11. 1 | 郷 村 | | " | 40 — 277 |
| 84 | (2) | " | 延享 2. 2 | 郷 村 | | " | 38 — 155 |
| 85 | (3) | " | " | 道 橋 奉 行 | | " | 38 — 197 |
| 86 | (4) | " | " | 職 奉 行 | | " | 39 — 272 |
| 87 | 79 (1) | 本多忠平 書状 | 5. 18 | 真田伊豆守 (奉道) | | 竪紙 | 19.7 — 39 |
| 88 | (2) | " | 12. 6 | " | | " | 31.8 — 45.5 |
| 89 | (3) | " | 10. 25 | " | | " | 32 — 45.5 |
| 90 | (4) | " | 5. 10 | " | | " | 16 — 41.8 |
| 91 | 80 (1) | 真田昌幸 書状 | 天正 11. 9. 12 | 出浦上総守 | | 折紙 | 14.3 — 34.5 |
| 92 | (2) | " | (天正19)王 1. 19 | 河原左衛門尉 | | " | 16 — 49.3 |
| 93 | (3) | " | 10. 11 | 日五・河左 | | " | 28.5 — 38.5 |
| 94 | 81 | 寛王院 書状 | (天和2) 6. 21 | 出浦半平外 4人 | | " | 38 — 52.5 |
| 95 | 82 | 网上次郎兵衛 梵書 | (天和3) 6. | 木村達右衛門 | | 竪紙 | 31 — 44.5 |
| 96 | 83 | 幕府老臣口上 覚 | 1. 22 | " | | 切紙 | 16 — 46 |
| 97 | 86 | 豊臣秀吉 書状 | (文禄3) 6. 1 | 真田安房守 | | 折紙 | 23 — 66 |
| 98 | 87 | 武田晴信 書状 | 天文 19. 7. 2 | 真田彈正忠 | | " | 18 — 50 |
| 99 | 91 (1) | 松城本丸残置 諸道具目録 | | | | 竪候10枚 | 32 — 22 |
| 100 | (2) | 御城残置御道目之覚帳 | 7. 23 | | | 横候3枚 | 44 — 15.5 |
| 101 | 92 | 御城物之帳 | 7. 23 | 金井弥平兵衛 外1 | | 竪候9枚 | 31.8 — 22 |
| 102 | 93 | 某書状案 | | | | 竪紙 | 19.5 — 145.5 |
| 103 | 94 | 信州川中島 御知行之目録 | 元和 4. 4. 18 | 酒井宮内大輔 | | 竪候17枚 | 33 — 24 |
| 104 | 95 | 松城居城絵図 | | | | 竪紙 | 88.5 — 69 |
| 105 | 96 (1) | 御先祖御武功之書付 | | | | 横候32枚 | 15 — 22 |
| 106 | (2) | 真田苗匠之面・書付 | | | | 横候27枚 | 15 — 22 |
| 107 | (3) | 系譜書上案 | | | | 竪紙 | 18.5 — 94 |
| 108 | 97 (1) | 真田信重 朱印状 | 寛永 17. 7. 29 | 樋口四郎右=門 | | 折紙 | 17 — 49 |
| 109 | (2) | 真田信之 朱印状 | 慶安 2. 11. 1 | " | | " | 17 — 49 |
| 110 | 98 (1) | 兼松正直 尋違書状 | (万治1)壬 12. 19 | 内藤帯刀 | | " | 36.4 — 54 |
| 111 | (2) | 真田幸道老臣 違書状 | (万治1) 12. 22 | " | | 折紙 | 36.5 — 54 |
| 112 | (3) | " | (万治1)壬 12. 25 | 小山田采女 外3人 | | 竪紙 | 32.5 — 766 |
| 113 | (4) | 遠山主殿 書状 | (万治1)壬 12. 27 | " | | 折紙 | 34.5 — 49.5 |
| 114 | (5) | 内藤帯刀 書状 | (万治1)壬 12. 27 | " | | " | 34.5 — 49.5 |
| 115 | (6) | 真田幸道老臣 違書状 | (万治1)壬 12. 27 | " | | " | 40.5 — 56.6 |
| 116 | (7) | " | (万治2) 1. 5 | 上田内膳 | | " | 36 — 51.5 |
| 117 99の1 | (2) | 稻葉正則 証文 | 延宝 5 1. 6 | 玉川左門 外2 | | 竪紙 | 37.5 — 52 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|------|----------|----------|--------|-------------|---------|-----|----------------|
| 118 | (2) | 稻 業 正 則 | 書状 (〃) | 1. 6 | 真 田 伊豆守 | 折 紙 | 37.5 - 52 |
| 119 | (3) | 大 井 新左=門 | 書状 (〃) | 1. 12 | 〃 | 〃 | 36.5 - 51 |
| 120 | 99の1 (4) | 〃 | (延宝4) | 12. 15 | 玉川左門外1人 | 雁 紙 | 18.5 - 260 |
| 121 | 99の2 (1) | 水 野 忠 直 | 書状 | 3. 15 | 真 田 伊谷守 | 折 紙 | 39 - 53 |
| 122 | (2) | 〃 | 〃 | 4. 3 | 〃 | 〃 | 19.5 - 53 |
| 123 | 99の3 (1) | 瀧 見 友 勝 | 書状 | 10. 21 | 〃 | 〃 | 31 - 44. 5 |
| 124 | (2) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 15.5 - 38 |
| 125 | 99の4 (1) | 滝 川 長門守 | 書状 | 6. 21 | 〃 | 縦 紙 | 31 - 45 |
| 126 | (2) | 久 世 大和守 | 書状 | 12. 4 | 〃 | 〃 | 37 - 52 |
| 127 | (3) | 松 平 正 信 | 書状 | 2. 21 | 〃 | 折 紙 | 37 - 52 |
| 128 | (4) | 小笠原 長 重 | 書状 | 2. 25 | 〃 | 〃 | 18.5 - 52 |
| 129 | (5) | 遠 山 政 亮 | 書状 | 7. 24 | 〃 | 〃 | 38.5 - 53 |
| 130 | (6) | 加 藤 兵 助 | 書状 | 元 禄 5. 1. 7 | 〃 | 〃 | 16.5 - 46 |
| 131 | (7) | 土 井 利 忠 | 書状 | 10. 16 | 〃 | 〃 | 17.5 - 50. 5 |
| 132 | (8) | 本 多 政 貞 | 書状 | 10. 20 | 〃 | 〃 | 18 - 50 |
| 133 | (9) | 諏 訪 忠 虎 | 書状 | 5. 7 | 〃 | 〃 | 19.5 - 53 |
| 134 | (0) | 大久保基右=門 | 書状 | 2. 16 | 〃 | 〃 | 16.5 - 54 |
| 135 | (1) | 松 平 助之進 | 書状 | 9. 9 | 〃 | 〃 | 32 - 45 |
| 136 | (2) | 上 助 四 郎 | 書状 | 12. 7 | 〃 | 〃 | 31 - 45 |
| 137 | (3) | 松 平 信 興 | 書状 | 10. 19 | 〃 | 〃 | 31.5 - 45 |
| 138 | (4) | 松 前 基 広 | 書状 | 9. 2 | 〃 | 〃 | 17.5 - 47. 5 |
| 139 | (5) | 諏 訪 因幡守 | 書状 | 6. 16 | 〃 | 〃 | 19 - 47 |
| 140 | (6) | 大久保 忠 朝 | 書状 | 12. 14 | 〃 | 〃 | 17.5 - 54 |
| 141 | (7) | 菅 某 | 書 状 | 10. 19 | 〃 | 〃 | 36 - 54 |
| 142 | (8) | 大 井 新右=門 | 書状 | 9. 14 | 〃 | 切 紙 | 16.5 - 79 |
| 143 | (9) | 村 上 晋大夫 | 覚書 | 7. 20 | 〃 | 縦 紙 | 32.5 - 38. 5 |
| 144 | (0) | 本多出張守 | 書状 | 6. 13 | 〃 | 折 紙 | 31 - 44. 5 |
| 145 | (1) | 忠 朝 | 書状 | 10. 24 | 〃 | 〃 | 37 - 51 |
| 146 | 99の5 1 | 青 山 忠 親 | 書状 | 12. 7 | 〃 | 〃 | 19 - 24 |
| 147 | 2 | 〃 | 〃 | 6. 16 | 〃 | 〃 | 16 - 45. 5 |
| 148 | 3 | 〃 | 〃 | 10. 9 | 〃 | 〃 | 32 - 46 |
| 149 | 4 | 〃 | 〃 | 11. 27 | 〃 | 〃 | 16 - 45 |
| 150 | 5 | 〃 | 〃 | 6. 16 | 〃 | 〃 | 19 - 51. 5 |
| 151 | 6 | 〃 | 〃 | 10. 晦 | 〃 | 縦 紙 | 31 - 46 |
| 152 | 7 | 〃 | 〃 | 10. 3 | 〃 | 〃 | 31 - 46 |
| 153 | 8 | 〃 | 〃 | 8. 17 | 〃 | 〃 | 31 - 46 |
| 154 | 9 | 〃 | 〃 | 3. 21 | 〃 | 〃 | 35 - 49 |
| 155 | 100 1 | 徳 川 家 光 | 黒印状 | 12. 28 | 〃(信之) | 折 紙 | 23 - 63 |
| 156 | 2 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 157 | 3 | 〃 | 〃 | 12. 29 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 158 | 4 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 159 | 5 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 160 | 6 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 161 | 7 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 162 | 8 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |
| 163 | 9 | 〃 | 〃 | 12. 28 | 〃 | 〃 | 23 - 63 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|---------|----|----------|------------|------|--------------|----|----------------|
| 164 | 10 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 165 | 11 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 166 | 12 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 167 | 13 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 168 101 | | 御仕置御規定 | | | | 堅紙 | 27 - 19 |
| 169 104 | 1 | 細川忠興書状 | 10 | い | つ | " | 30 - 45.5 |
| 170 | 2 | " | 19 | " | " | " | 30 - 46 |
| 171 | 3 | " | 5. 5 | い | つ | " | 35 - 46 |
| 172 105 | | 前田利希書状 | 6.13 | 真 | 田内記 | " | 45.5 - 50 |
| 173 106 | | 浅野幸長書状 | 11.22 | 真 | 田伊豆守 | 折紙 | 17.5 - 53 |
| 174 107 | | 細川忠興書状 | 1.29 | " | " | " | 15 - 44 |
| 175 108 | 1 | 前田直勝書状 | 10.16 | " | " | " | 17 - 47 |
| 176 | 2 | 高力伊子書状写 | 8.21 | " | " | " | 17 - 47 |
| 177 | 3 | 土屋相模守書状 | 8. 9 | " | " | " | 18 - 51 |
| 178 | 4 | 金井久右衛門書状 | 8.21 | " | " | " | 16 - 45 |
| 179 109 | | 高田御檢地之奉書 | | | | " | 20 - 56.5 |
| 180 110 | 1 | 徳川秀忠書状 | 9. 9 | 真 | 田伊豆守 (幸道) | " | 23 - 66 |
| 181 | 2 | " | 5. 4 | 真 | 田伊豆守 | " | 23 - 67 |
| 182 | 3 | " | 12.20 | " | " | " | 18.5 - 55 |
| 183 | 4 | " | 5. 3 | " | " | " | 18.5 - 53.5 |
| 184 | 5 | " | 5. 2 | " | " | " | 18.5 - 53.5 |
| 185 | 6 | " | 8.25 | " | " | " | 18.5 - 53.5 |
| 186 | 7 | " | 9. 8 | " | " | " | 19 - 55.5 |
| 187 111 | 1 | 秀忠黒印状 | 12.26 | " | " | " | 23 - 63.5 |
| 188 | 2 | " | 9. 8 | " | " | " | 23 - 63 |
| 189 | 3 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 190 | 4 | " | 12.26 | " | " | " | 23 - 63 |
| 191 | 5 | 徳川秀忠朱印次 | 5. 3 | " | " | " | 23 - 63.5 |
| 192 | 6 | 徳川秀忠黒印状 | 9. 8 | " | " | " | 23 - 66 |
| 193 | 7 | " | 5. 3 | " | " | " | 23 - 63 |
| 194 | 8 | " | 5. 3 | " | " | " | 23 - 63 |
| 195 | 9 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 196 | 10 | " | 12.晦 | " | " | " | 23 - 67 |
| 197 | 11 | " | 9. 8 | " | " | " | 23 - 63 |
| 198 | 12 | " | 5. 3 | " | " | " | 23 - 63 |
| 199 | 13 | " | 5. 1 | " | " | " | 23 - 67 |
| 200 | 14 | " | 5. 5 | " | " | " | 23 - 67 |
| 201 | 15 | " | 9. 9 | " | " | " | 23 - 66 |
| 202 | 16 | " | 9. 6 | " | " | " | 23 - 63 |
| 203 | 17 | " | 9. 6 | " | " | " | 23 - 67 |
| 204 | 18 | " | 9. 7 | " | " | " | 23 - 67 |
| 205 | 19 | " | 12.28 | " | " | " | 23 - 63 |
| 206 112 | 1 | 幕府老臣連署状 | 享保 2. 4.28 | | | " | 41 - 57 |
| 207 | 2 | 真田誓状案 | " | 7.28 | 井上河内守 外4人 | 切紙 | 20 - 69 |
| 208 | 3 | 幕府連署 | " | 7.16 | 真田伊豆守 | " | 20 - 14 |
| 209 113 | 1 | 豊臣秀吉朱印状 | " | 2. 8 | 真田源三郎 | 折紙 | 23.5 - 67 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形 | 状 | 大きさ (縦) (横) |
|---------|----|------------------------|----------|---------------|--------------------|--------|-----|----------------|
| 210 | 2 | " | 12.22 | 真田 | 伊豆守 | 折 | 紙 | 23 - 66 |
| 211 | 3 | " | 5.29 | " | " | " | " | 23 - 66 |
| 212 | 4 | " | 6. 2 | 真田 | 源三郎 | " | " | 23 - 67 |
| 213 | 5 | " | 12.25 | さなた いつのかみ | " | " | " | 23 - 67 |
| 214 114 | 1 | 壺 臣 秀 頼 | 黒印状 | 12.27 | 真田 | 伊豆守 | " | 23 - 67 |
| 215 | 2 | " | 12.25 | " | " | " | " | 23 - 67 |
| 216 | 3 | " | 12.25 | " | " | " | " | 23 - 67 |
| 217 115 | | 壺 臣 秀 吉 | 書状 | 天 正 11. 8. 1 | 三 休 | " | " | 16 - 51 |
| 218 116 | | 小川 坊城 | 大納言状 | 2. 1 | 真田 | 伊豆守 | " | 18 - 52 |
| 219 118 | | 吉光御願物箱入注文 | 宝 歴 13. | | | 縦横23枚 | | 31 - 22 |
| 220 119 | | 吉光御長持入記 | 天 保 4.10 | | | 縦横34 | | |
| 221 120 | | 房州高野御入御供名面 | | | | 折 紙 | | 30.5 - 37 |
| 222 121 | | 慶長 20.5 大坂御陣高 名討死名面 | | | | 横横 6 枚 | | 14 - 42 |
| 223 122 | | 壺 臣 秀 吉 | 朱印状 | 12.28 | 真田 | 安房守 | 折 紙 | 22 - 67 |
| 224 123 | | 本 多 忠 政 | 書状 | 6.18 | 真田 | 河 内 | " | 32 - 46 |
| 225 124 | | 幕 府 老 臣 | 連署状 | 9.27 | 真田 | 伊豆守 | " | 34 - 48 |
| 226 125 | | 酒 井 忠 清 | 書状 | (明歴 3) 2. 2 | 玉 川 左 門 | 切 紙 | | 17.5 - 53 |
| 227 126 | | 真 田 信 之 | 朱印状 | 11.1 | 出 浦 半 平 | 外 1 人 | 整 紙 | 35 - 50 |
| 228 127 | 1 | 真 田 信 之 | 書状 | (寛永18) 2. 6 | 出 浦 半 平 | | 折 紙 | 17.5 - 51 |
| 229 | 2 | " | " | 10. 5 | 出 浦 对馬守 外 3 人 | | " | 32 - 47.5 |
| 230 | 3 | 真 田 信 之 | 書状 | 12.22 | 出 浦 对馬守 | | " | 32 - 45 |
| 231 | 4 | " | " | (元和 8) 壬 8.23 | " | | " | 34.5 - 48 |
| 232 | 5 | " | " | (寛永 9) 4.19 | " | | " | 17 - 49 |
| 233 | 6 | " | " | 10.7 | 外 1 人 | | " | 32 - 49 |
| 234 | 7 | " | " | 2. 4 | 外 4 人 | | " | 33 - 48 |
| 235 | 8 | " | " | (寛永 15) 6.24 | 出 浦 半 平 | | " | 17 - 51 |
| 236 | 9 | " | " | 8.14 | 外 1 人 | | " | 35 - 50 |
| 237 | 10 | " | " | (元和 2) 2.13 | 出 浦 对馬守 | | " | 35 - 50 |
| 238 | 11 | " | " | (元和 2) 2.13 | " | | " | 14.5 - 49 |
| 239 | 12 | " | " | (") 2.26 | " | | " | 34.5 - 51 |
| 240 | 13 | " | " | (元和) 壬 6.11 | 出 浦 对馬守 | | " | 33 - 50.5 |
| 241 | 14 | " | " | 4.12 | 小 山 田 主 膳 外 7 人 | | " | 36 - 51 |
| 242 | 15 | " | " | 11.27 | 出 浦 对馬守 | | " | 32 - 46 |
| 143 | 16 | " | " | 5.16 | " | | " | 35 - 50 |
| 244 | 17 | " | " | 5. 4 | 外 1 人 | | " | 35 - 51 |
| 245 | 18 | " | " | 3. 7 | " | | " | 16 - 47 |
| 246 | 19 | " | " | 9.23 | " | | " | 18.5 - 53 |
| 247 | 20 | " | " | 12.12 | " | | " | 34.5 - 50.5 |
| 248 | 21 | " | " | 1.21 | " | | " | 33 - 45 |
| 249 | 22 | " | " | 2.25 | 出 浦 半 平 | | " | 34 - 49 |
| 250 | 23 | " | " | 4. 4 | " | | " | 34 - 50 |
| 251 | 24 | " | " | 2.19 | " | | " | 35 - 50.5 |
| 252 | 25 | " | " | 5.13 | " | | " | 35 - 50 |
| 253 128 | 1 | 小 幡 内 膳 等 | 連署状 | 9.23 | 出 浦 市 之 丞 | | " | 35 - 50 |
| 254 | 2 | 蒔 田 定 政 | 書状 | 3.11 | 出 浦 半 平 | | " | 31.5 - 47 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (竪) (横) |
|---------|----|--------------|-------------|---|----------|-------|----------------|
| 255 129 | 1 | 真田信之朱印状 | (慶長19) 1. 6 | 出 | 浦对馬守 | 竪紙 | 35.5 - 43 |
| 256 | 2 | " | (元和1) 2. 3 | | " | 折紙 | 16.5 - 48 |
| 257 | 3 | 真田信之判物 | (元和2) 6.12 | 出 | 浦半平 | " | 34.5 - 51 |
| 258 | 4 | 真田信之朱印状 | (元和2) 12.14 | 出 | 浦对馬守 | " | 36.5 - 54 |
| 259 | 5 | " | (元和6) 6.11 | 出 | 浦半平 | " | 18 - 54 |
| 260 | 6 | 真田信吉朱印状 | (元和8) 2.23 | 出 | 浦对馬守 | " | 18 - 51 |
| 261 | 7 | 真田信之書状 | 9. 8 | 出 | 浦对馬守 | " | 23.5 - 51 |
| 262 | 8 | " | 2.25 | 出 | 矢野半左門外1人 | " | 33.5 - 50.5 |
| 263 | 9 | 真田信之判物 | 9.27 | 出 | 浦半平 | " | 20 - 56 |
| 264 | 10 | " | (寛永18) 2.25 | | " | " | 35.5 - 50.5 |
| 265 | 11 | " | 慶安 3. 9.23 | 出 | 浦新四郎 | " | 18 - 52 |
| 266 | 12 | 木多正信書状 | 1. 4 | 出 | 浦对馬守 | 竪紙 | 32.5 - 48 |
| 267 | 13 | 山浦郷人覚書 | 明治 17.3 | | | 竪紙2枚 | 27.5 - 20 |
| 268 130 | 1 | 松城本丸残置路道之目録 | 元和 2. 7.13 | | | 竪紙8枚 | 26.5 - 18.5 |
| 269 | 2 | 本丸おうへ有之戸障子目録 | 元和 8.10. 3 | | | " 8枚 | 26.5 - 18.5 |
| 270 | 3 | 松城本丸有之戸障子目録 | 元和 2. 7.13 | | | " 11枚 | 26.5 - 18.5 |
| 271 | 4 | 松城三の丸戸障子目録 | 元和 8.10. 2 | | | " 6枚 | 26.5 - 18.5 |
| 272 131 | 1 | 真田信之書状 | 10.27 | 準 | 人 | 竪紙 | 34 - 47 |
| 273 | 2 | " | | 準 | 人 | " | 34 - 49 |
| 274 | 3 | " | 3.23 | " | " | " | 31 - 42 |
| 275 | 4 | " | 12.26 | " | " | " | 34 - 49 |
| 276 | 5 | 真田信吉書状 | 1.22 | " | " | " | 33 - 47 |
| 277 | 6 | " | 3.28 | " | " | " | 33 - 47 |
| 278 | 7 | " | 9.18 | " | " | " | 33 - 48.5 |
| 279 | 8 | " | 10. 3 | " | " | " | 33 - 49 |
| 280 | 9 | 真田信政書状 | 1.14 | " | " | " | 34 - 48 |
| 281 | 10 | 高尾張守書状 | 25 | 真 | 田伊豆守 | " | 31.5 - 46 |
| 282 | 11 | 真田信之書状 | | " | " | " | 32 - 45.5 |
| 283 | 12 | " | | 準 | 人 | " | 32 - 45.5 |
| 284 | 13 | " | 26 | 準 | 人 | " | 31 - 49 |
| 285 | 14 | " | | 準 | 人 | 折紙 | 33 - 51.5 |
| 286 132 | 1 | 幕府老臣通署状 | 4. 9 | 真 | 田伊豆守 | " | 20.3 - 56 |
| 287 | 2 | " | 2. 7 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 288 | 3 | " | 4.13 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 289 | 4 | " | 6.20 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 290 | 5 | " | 1.17 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 291 | 6 | " | 5.28 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 292 | 7 | " | 5.15 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 293 | 8 | " | 4. 4 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 284 | 9 | " | 5.21 | " | " | " | 41 - 56 |
| 295 | 10 | " | 8.15 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 296 | 11 | " | 6.11 | " | " | " | 41 - 56 |
| 297 | 12 | " | 4.29 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 298 | 13 | " | 6.25 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 299 | 14 | " | 4. 6 | " | " | " | 41 - 56 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|-----------|----|-----------|--------------|---------------|------|----|----------------|
| 300 | 15 | " | 8.22 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 301 | 16 | " | 5.26 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 302 | 17 | " | 2.16 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 303 | 18 | " | 8.10 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 304 | 19 | " | 5.12 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 305 | 20 | " | 4.28 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 306 | 21 | " | 4.29 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 307 | 22 | " | 4.28 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 308 | 23 | " | 3.19 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 309 | 24 | " | 6. 9 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 310 133 | 1 | | 28 | | | 縦紙 | 32 - 48 |
| 311 | 2 | 弓削備中守 | 11. 1 | 真房州 | " | " | 29 - 46 |
| 312 | 3 | " \ | 12. 9 | " | " | " | 29 - 46 |
| 313 | 4 | " | 12.13 | " | " | " | 29 - 46 |
| 314 | 5 | 岡上半兵衛書状 | 29 | 正田 | " | " | 32 - 45 |
| 315 134 | 1 | 幕府条目 | 万治元 壬12.18 | 真田右エ門 (幸道) | " | " | 37 - 52 |
| 316 | 2 | " | " | " | " | " | 32 - 44.5 |
| 317 | 3 | 幕府老臣連署状 | 3.25 | 小山田采女 外3人 | 折紙 | " | 20.5 - 56 |
| 318 | 4 | " | (万治元) 壬12.18 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 319 | 5 | " | (") 8.28 | " | " | " | 20.5 - 56 |
| 320 | 6 | 真田老臣起請文 | 万治 2. 1.20 | " | " | 縦紙 | 37 - 52 |
| 321 | 7 | " 書状 | 9.24 | 小山田采女 外3人 | 縦紙 | " | 18 - 243.8 |
| 322 | 8 | " | 9.24 | " | " | " | 18 - 152.5 |
| 323 | 9 | " | 10. 1 | 大熊朝負 外2 | 機綴2枚 | " | 18 - 43 |
| 324 | 10 | " | 10. 1 | " | " | 折紙 | 32 - 44 |
| 325 137の1 | | 真田信幸の宣案 | 文禄 3.12. 3 | 叙従五位下 任伊豆守 | 縦紙 | " | 35 - 44 |
| 326 | | " | " | " | " | " | 33.5 - 43 |
| 327 137の2 | | (真田借房)の宣案 | 寛永 9.12.27 | 任伊豆守 | " | " | 34.5 - 53 |
| 328 | | (") " | " | 叙従五位下 | " | " | 34.5 - 53 |
| 329 | | 上 郷口宣 | " | 真田伊豆守 | 折紙 | " | 20 - 53 |
| 330 | | 位 記 | " | 滋野信房 | 縦紙 | " | 26.5 - 150 |
| 331 | | 宣 旨 | " | " | 縦紙 | " | 37.5 - 59 |
| 332 142 | 1 | 領 知 状 | 寛文 4. 4. 5 | 真田右エ門 (幸道) | " | " | 46.5 - 66 |
| 333 | 2 | " | 貞享 1. 9.22 | 真田伊豆守 () | " | " | 46.5 - 66 |
| 334 | 3 | " | 正徳 2. 4.11 | " () | " | " | 46.5 - 66 |
| 335 | 4 | " | 享保 2. 9.11 | " | " | " | 46.5 - 66 |
| 336 | 5 | " | 延享 3.10.11 | " | " | " | 46.5 - 66 |
| 337 | 6 | " | 宝歴 11.10.21 | " | " | " | 46.5 - 66 |
| 338 | 7 | " | 天明 8. 3. 5 | " | " | " | 46.5 - 66 |
| 339 | 8 | " | 天保 10. 3. 5 | 真田伊豆守 | " | " | 46.5 - 66 |
| 340 | 9 | " | 安政 2. 3. 5 | 真田信濃守 | " | " | 46.5 - 66 |
| 341 143 | 1 | 領 知 目 録 | 寛文 4. 4. 5 | " | " | 縦紙 | 40 - 196 |
| 342 | 2 | " | 貞享 1. 9.22 | " | " | " | 44.5 - 212 |
| 343 | 3 | " | 正徳 2. 4.11 | " | " | " | 46.5 - 185 |

| 台帳番号 | 差 | 出 | 年月日 | 宛 | 書 | 形状 | 大きさ (縦) (横) |
|---------|----|----------|---------------|---------------|---|----|----------------|
| 344 | 4 | " | 享保 2. 8. 11 | | | " | 46 -242 |
| 345 | 5 | " | 延享 3. 10. 11 | | | " | 46 -264. 5 |
| 346 | 6 | " | 宝歴 11. 10. 21 | | | " | 47 -273 |
| 347 | 7 | " | 天明 8. 3. 5 | | | " | 46 -274. 5 |
| 348 | 8 | " | 天保 10. 3. 5 | | | " | 47 -278 |
| 349 | 9 | " | 安政 3. 3. 5 | | | " | 47 -281 |
| 350 149 | 1 | 豊臣家五奉行奉書 | (慶長4) 8. 17 | 真田伊豆守 | | 折紙 | 34 - 51. 5 |
| 351 | 2 | " | (文禄2) 12. 7 | " | | " | 16. 5 - 50 |
| 352 | 3 | " | (") 12. 17 | " | | " | 32 - 50 |
| 353 | 4 | " | (文禄3) 2. 4 | " | | " | 32 - 50 |
| 354 | 5 | " | (慶長4) 9. 19 | " | | " | 16 - 50 |
| 355 | 6 | 石田三成書状 | 6. 9 | " | | 竪紙 | 29. 5 - 46 |
| 356 | 7 | " | 9. 25 | " | | " | 29. 5 - 46 |
| 357 | 8 | " | " | " | | " | 29. 5 - 45 |
| 358 | 9 | " | 24 | " | | " | 30 - 43 |
| 359 | 10 | " | 4 | " | | " | 29. 5 - 44 |
| 360 | 11 | " | 7 | " | | " | 29. 5 - 46 |
| 361 | 12 | " | 9. 28 | " | | " | 19. 5 - 46 |
| 362 | 13 | " | 19 | " | | " | 30 - 46 |
| 363 | 14 | " | 23 | " | | " | 29. 5 - 46 |
| 364 | 15 | " | 6 | " | | " | 29. 5 - 46 |
| 365 | 16 | " | 8. 20 | " | | " | 29. 5 - 45 |
| 366 | 17 | " | " | " | | " | 31 - 47 |
| 367 | 18 | " | 21 | " | | " | 29. 5 - 43 |
| 368 | 19 | 普請奉行通書状 | (文禄2) 3. 26 | | | 折紙 | 32 - 50 |
| 369 | 20 | " | (") 2. 18 | 真房州伊豆左工 門佐 | | " | 20 - 46 |
| 370 | 21 | " | (文禄2) 2. 6 | 真田伊豆守 | | 折紙 | 14. 5 - 44 |
| 371 | 22 | 武田勝頼書状 | (天正5) 壬7. 24 | 武田玄蕃頭 | | 竪紙 | 31 - 43 |
| 372 | | 朝田憲書状 | 丑 5. 1 | | | 懸紙 | 17. 5 - 94 |
| 373 | | 真田昌幸書状 | 天正 10. 6. 12 | 恩田加賀守 | | 折紙 | 13. 5 - 40. 5 |
| 374 | | " | 天正 10. 10. 28 | " | | " | 14. 5 - 37. 5 |
| 375 | | " | 天正 12. 10. 16 | 丸山土佐守 | | " | 14 - 38. 5 |
| 376 | | " | 天正 12. 3. 11 | 右近助後家 | | " | 13. 5 - 40. 5 |
| 377 | | 丸山土佐守書状 | 7. 26 | 恩田伊豆守 | | " | 15. 5 - 40 |
| 377 | | 真田昌幸歌切レ | | | | 竪紙 | 30 - 30. 5 |
| 379 | | 真田信之書状 | 12. 25 | | | " | 33. 5 - 49. 5 |
| 380 | | 真田開城守書状 | | | | 折紙 | 34 - 51 |
| 381 | | 豊臣秀吉書状 | 4. 19 | | | " | 29 - 48 |

文 化 課

○長野県教育委員会告示第7号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県史又は長野県史跡に指定する。

昭和47年10月16日

長野県教育委員会

1 長野県史に指定するもの

| 名 称 | 員数 | 所在の場所 | 所 有 者 | |
|---------------------|----|---------|---------|-----|
| | | | 住 所 | 名 称 |
| 安坂將軍塚第1号古墳出土品 | | 東筑摩郡坂井村 | 東筑摩郡坂井村 | 坂井村 |
| 剣 | 1口 | | | |
| 直 刀 | 1口 | | | |
| 銚 <small>すゐ</small> | 1口 | | | |
| き さ げ | 2丁 | | | |
| 砥 石 | 1箇 | | | |

2 長野県史跡に指定するもの

| 名 称 | 所 在 地 | | | | | | 所 有 者 | |
|------|---------|----|-----|------------------|-----|-------------------------|-------------------------|----------|
| | 市 町 村 名 | 大字 | 字 | 地 番 | 地目 | 地積 | 住 所 | 氏名又は名称 |
| 神坂峠 | 下伊那郡阿智村 | 智里 | 神坂山 | 4,257番の 68外の内 | 保安林 | m ² 4,067 | | 国（農林省所管） |
| 松尾城跡 | 飯 田 市 | | 松尾 | 1,006番 | 山林 | 95 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,576番地 | 三ッ石 喜七 |
| | | | | 1,007番の1 | 畑 | 220 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,576番地 | 三ッ石 喜七 |
| | | | | 1,007番の2 | " | 607 | 下伊那郡那珂川町大字福井 2,023番地 | 高田 彦三 |
| | | | | 1,007番の3 | 畑 | 561 | 飯田市毛賀1,388番地 | 木下 庄司 |
| | | | | 1,007番の4 | " | 707 | 飯田市毛賀746番地 | 小木曾 文夫 |
| | | | | 1,007番の5 | " | 54 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,576番地 | 三ッ石 喜七 |
| | | | | 1,028番の1 | 田 | 153 | 飯田市松尾925番地 | 田中 俊一 |
| | | | | 1,029番地 | " | 503 | " | " |
| | | | | 1,031 | 畑 | 123 | " | " |
| | | | | 1,032 | " | 489 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,576番地 | 三ッ石 喜七 |
| | | | | 1,033番の1 | 田 | 752 | " | " |
| | | | | 1,033番の2 | " | 946 | " 1,566番地 | 関島 久美 |
| | | | | 1,033番の3 | 原野 | 289 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,576番地 | 三ッ石 進 |
| | | | | 1,034番の1 | 田 | 590 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,566番地 | 関島 久美 |
| | | | | 1,034番の3 | 畑 | 75 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,566番地 | " |
| | | | | 1,035番 | " | 786 | 飯田市松尾1,515番地 | 原 清美 |
| | | | | 1,036番 | " | 409 | 下伊那郡那珂川町大字福井 1,566番地 | 関島 久美 |

| 名 称 | 所 在 地 | | | | 所 有 者 | | | |
|-----|---------|-----|---|----------|-------|-------|------------------------|---------|
| | 市 町 村 名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 | 住 所 | 氏名又は名称 |
| | | | | 1,037番 | 畑 | 1,646 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 喜七 |
| | | | | 1,038番 | 田 | 742 | 飯田市松尾1,515番地 | 原 清 美 |
| | | | | 1,076番 | 畑 | 394 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,077番 | 畑 | 1,606 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 喜七 |
| | | | | 1,078番 | 畑 | 1,609 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 喜七 |
| | | | | 1,079番 | 畑 | 176 | 飯田市松尾1,114番地 | 佐々木 正 司 |
| | | | | 1,081番 | 畑 | 2,320 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,082番 | 畑 | 1,297 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,084番 | 原 野 | 231 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,085番 | 畑 | 338 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,086番の1 | 畑 | 249 | 飯田市松尾658番地 | 田 中 清 |
| | | | | 1,086番の3 | 山 林 | 476 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,087番 | 畑 | 503 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,088番 | 畑 | 265 | 飯田市松尾1,114番地 | 佐々木 正 司 |
| | | | | 1,089番 | 畑 | 566 | 飯田市松尾658番地 | 田 中 清 |
| | | | | 1,090番 | 畑 | 301 | 飯田市松尾1,515番地 | 原 清 美 |
| | | | | 1,091番 | 原 野 | 738 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 喜七 |
| | | | | 1,092番 | 畑 | 139 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,566番地 | 関 島 久 美 |
| | | | | 1,093番 | 畑 | 350 | 畑 | 畑 |
| | | | | 1,094番 | 畑 | 629 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 喜七 |
| | | | | 1,095番 | 畑 | 1,150 | 飯田市松尾925番地 | 田 中 俊 一 |
| | | | | 1,117番の2 | 山 林 | 792 | 下伊那郡那珂町大字稲井 1,576番地 | 三ツ石 道 |

文 化 課

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県史跡又は長野県天然記念物に指定する。

昭和48年3月12日

長野県教育委員会

1 長野県史跡に指定するもの

| 名 称 | 所 在 地 | | | | | 所 有 者 | | |
|----------|--------|-----|-----|-----------|----|---------------------|-----------------|-----------------|
| | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 住 所 | 氏名又は名称 |
| 音平唐沢岩除遺跡 | 小県郡真田町 | 長 | 十ノ原 | 1,278番937 | 原野 | 449,949 のうち実測500 | 小県郡真田町大字長 | 真田町ほか1市1町共有財産組合 |
| 土口將軍塚古墳 | 更 埴 市 | 土口 | 北 山 | 722番1 | 山林 | 1,983 | 長野市松代町岩野770番地12 | 塚 田 薫 |
| | | | | 723番1 | 〃 | 1,666 | 長野市篠ノ井横田48番地 | 島 羽 国 司 |
| | | | | | | | 更埴市大字土口472番地 | 北 村 力 |
| | | | | 723番2 | 〃 | 492 | 長野市篠ノ井横田48番地 | 島 羽 国 司 |
| | | | | | | | 更埴市大字土口472番地 | 北 村 力 |
| | | | | 724番1 | 〃 | 1,613 | 更埴市大字土口422番地 | 吉 村 幸 雄 |
| | | | | 724番4 | 畑 | 156 | 長野市松代町岩野767番地 | 松 崎 要 |
| | 長野市松代町 | 岩野 | 笹 崎 | 2,789番1 | 山林 | 8,257 | 長野市松代町岩野631番地 | 林 正 一 |
| | | | | 2,792番 | 〃 | 7,636 | 長野市松代町岩野48番地 | 安 藤 忠 重 |
| | | | | 2,793番イ | 〃 | 3,180 | 長野市篠ノ井会176番地 | 久 保 田 貞 雄 |
| | | | | 2,794番イ | 〃 | 3,821 | 長野市松代町岩野685番地 | 真 島 芳 定 |
| 倉科將軍塚古墳 | 更 埴 市 | 生萱 | 南 山 | 798番1 | 山林 | 3,305 | 更埴市大字生萱604番地 | 島 田 利 明 |
| | | | | 800番1 | 〃 | 2,320 | 更埴市大字生萱692番地 | 島 田 初 太郎 |
| | | | | 801番1 | 〃 | 3,583 | 更埴市大字雨宮329番地5 | 西 村 和 太郎 |
| | | | | 809番1 | 〃 | 2,297 | 更埴市大字屋代1,785番地 | 柿 崎 滋 |
| | | | | 810番イ | 〃 | 6,509 | 更埴市大字生萱729番地 | 中 島 啓 明 |
| | 倉科 | 北 山 | | 1,731番1 | 〃 | 9,983 | 更埴市大字倉科1,591番地 | 平 林 俊 夫 |
| | | | | 1,737番 | 〃 | 1,547 | 更埴市大字倉科1,568番地 | 神 戸 義 久 |

2 長野県天然記念物に指定するもの

| 名 称 | 所 在 地 | | | | | | 所 有 者 | |
|----------|--------------|----|----|----------------|-----|--|------------------------|-------------------------|
| | 郡市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 住 所 | 氏名又は 名称 |
| 四十八池湿原 | 下高井郡 山ノ内町 | 平穂 | 志賀 | 7,148番 31の1 | 山林 | 222,031のう ち実測38,058 m ² | 下高井郡山ノ内町 大字平穂 | 財団法人下 高井郡山ノ 内町和合会 |
| 田ノ原湿原 | " | " | " | " | " | 222,031のう ち実測79,219 | " | " |
| 穴沢のナヅラ化石 | 東筑摩郡 四賀村 | 取出 | 大平 | 1,236番1 | 原野 | 2,275のうち 実測150 | 東筑摩郡四賀村 大字会田1,001番地 | 四賀村 |
| 戸隠神社奥社社叢 | 上水内郡 戸隠村 | 戸隠 | 奥社 | 3,689番 2号 | 境内地 | 254,301 | 上水内郡戸隠村 大字戸隠3,506番地 | 戸隠神社 |
| | | | | 3,690番 | " | 255,669 | " | " |

文化課

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県空又は長野県天然記念物に指定する。

昭和48年9月13日

長野県教育委員会

1 長野県空に指定するもの

| 名 称 | 員数 | 所 在 の 場 所 | 所 有 者 | |
|--|-----|---------------------------|--------------------------|------------|
| | | | 住 所 | 氏名又は 名称 |
| 木造大覚禪師筒像 | 1 躯 | 上伊那郡飯島町大字 本郷寺寺平1,724番地 | 上伊那郡飯島町大字 本郷寺寺平1,724番 | 西岸寺 |
| 木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像 (薬師如来協侍) 日光菩薩像内に、日光菩薩 元徳四年二月二日始之、 月光菩薩正慶元年八月廿 日始之、仏師善光寺住妙 海の銘がある。 | 2 躯 | 東筑摩郡麻績村日 2,120番地 | 東筑摩郡麻績村日 2,120番地 | 福満寺 |
| 木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像 日光菩薩像及び月光菩薩 像内に、元亨三年十月二 日造立仏師善光寺妙海生 年三十四の銘がある。 | 2 躯 | 東筑摩郡朝日村大字 西洗馬976番地 | 東筑摩郡朝日村大字 西洗馬796番地 | 光輪寺 |

2 長野県天然記念物に指定するもの

| 名 称 | 所 在 地 | | | | | | 所 有 者 | |
|------------------|---------|------|-----|--------------|----|---|-------------------------|--------|
| | 郡市町村名 | 大 字 | 字 | 地番 | 地目 | 地 積 | 住 所 | 氏名又は名称 |
| 下北尾のオハブ カイテヨウ | 上水内郡小川村 | 瀬戸川 | 西上平 | 3270番 イ | 盛地 | 39m ² | 上水内郡小川村大字 瀬戸川3,272番地 | 北沢 忠志 |
| 塚本のビヤクシ ン | 長 野 市 | 若穂川田 | 塚 本 | 1109番 地の2 | 宅地 | 20m ² | 長野市若穂川田 1,108番地 | 北島 政雄 |
| 毛無山の球状花 こう岩 | 下伊那郡喬木村 | | 沢 山 | 9115ノ 7 | 山林 | 261474m ² のうち90m ² | | 喬 木 村 |

文 化 課

○長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例（昭和25年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県又は長野県天然記念物に指定する。

昭和50年11月4日

長 野 県 教 育 委 員 会

1 長野県空に指定するもの

| 名 称 | 員 数 | 所 在 の 場 所 | 所有者住所氏名 |
|---|-----|---------------------------|------------------------------|
| 林家住宅 ^町 （文庫蔵）木造平屋建、切妻造、 瓦葺 （待門）一間一戸家医門、切妻造、 瓦葺 （待門左右袖櫓）木造、両流造、 瓦葺 （高櫓）木造、両流造、瓦葺 （源氏櫓）木造、両流造、板葺 （板櫓）木造、両流造、板葺 | 7棟 | 木曾郡南木曾町吾妻字町 並2,187番地の1 | 木曾郡上松町緑町3丁目 15番地 林 文 二 |

文 化 課

長野県指定文化財調査報告 第八集

刊行年月日 昭和52年3月31日
編集者 長野県教育委員会
刊行者 社団法人長野県文化財保護協会
印刷所 信毎書籍印刷株式会社
印刷部数 500部

